第 33 回（令和６年度第２回）子ども・子育て会議次第

日時：令和６年 12 月 23 日（月）
午前 10 時～正午
場所：多可町役場２階　大会議室

１．開　　会

２．会長あいさつ

３．協議事項
（１）令和７年度認定こども園等の利用定員について

（２）第３期多可町子ども・子育て支援事業計画（素案）について･･･資料１

４．その他
１）次回の会議開催予定　第 34 回（令和６年度第３回）子ども・子育て会議
日　時：令和７年　　月　　日（　）午後１時 30 分～午後３時
場　所：多可町役場２階　大会議室

５．閉　会

別紙１

特定教育・保育施設の利用定員の変更について

１．確認制度と利用定員について

○ 子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可」を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設・事業として「確認」することにより、給付による財政支援の対象となります。

○ 具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所)、特定地域型保育事業所（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）に対して、その申請に基づき、各施設・事業の種類に従い、支給認定区分（１号認定、２号認定、３号認定）ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うことになります。

２．利用定員の変更施設について

施設・事業の種類		認定こども園				
施設名		キッズランドやちよ				
所在地		多可町八千代区仕出原３５３番地				
認可定員		１１５人				
利用定員（人）		１号認定	２号認定	３号認定		合計
				０歳	１・２歳	
	変更前	１５	５０	６	２４	９５
	変更後	１５	４０	５	２５	８５
	増減	０	▲１０	▲１	１	▲１０
変更予定年月日		令和７年４月１日				
変更理由		安定的な運営を図るため、園児数の減少と令和７年度の入園児予定数を考慮し、実情に合わせた利用定員へ変更したい。				

利用実績(人) 各年４月１日	R２	R３	R４	R５	R６	R７（見込み）
	１０６	８６	８９	８１	７９	７０

※利用定員の変更確認対象の施設・事業の利用定員を変更する場合、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が利用定員を増加・減少させる場合は都道府県知事への協議が必要になります。また、定員を減少させる場合には３ヶ月前までに施設の設置者が市町村に届けることが必要です。

資料1

第3期
多可町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
多　可　町

目　次

第1章　計画の策定にあたって

第1節　計画策定の背景と趣旨 1
第2節　計画の位置づけ 2
第3節　計画の期間 3

第2章　子どもと子育てを取り巻く現状

第1節　多可町の概要 5
第2節　統計からみた現状 6
第3節　ニーズ調査からみた現状 12

第3章　計画の基本的な考え方

第1節　基本理念 19
第2節　目指す子ども像 20
第3節　施策体系 21

第4章　施策の展開

重点目標　子ども・子育て支援事業の整備・実施 23
基本目標1　地域における子育て・親育て 43
基本目標2　子どもの健やかな育ちを支える環境づくり 48
基本目標3　子どもが安心・安全に成長できる環境づくり 54
基本目標4　ワーク・ライフ・バランスの推進 56
基本目標5　さまざまな家庭の状況に応じたきめ細やかな支援の推進 58

第5章　実現方策

第1節　推進体制の確立 65
第2節　情報提供・周知 65
第3節　広域調整や県との連携 65
第4節　進行管理 65

資　料　編

1　多可町子ども・子育て会議委員名簿 67
2　多可町子ども・子育て会議の経過 68

「こども」表記について

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、法令に根拠がある語、固有名詞、そのほか「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合を除き、「こども」表記を使用しています。

第1章　計画の策定にあたって

第1節　計画策定の背景と趣旨

国は、依然続く少子化の進行や待機児童の問題、多様化する子育てに関する諸問題に対応するため、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えて（こどもまんなか社会）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、令和5年4月に『こども家庭庁』を創設しました。

さらに令和5年1月に『異次元の少子化対策』として「児童手当など経済的支援の強化」、「学童保育や病児保育、産後ケアなどの支援拡充」、「働き方改革の推進」などが掲げられるなど、子ども・子育てを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しています。

一方、核家族化やコロナ禍の影響による人や地域のつながりのさらなる希薄化や、共働きで就労する保護者の増加など、社会生活上の変化により、子育てに不安や負担、孤立を感じる家庭も少なくありません。

このような状況を踏まえ、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が求められています。

多可町においては、子ども・子育て関連3法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を「第2期多可町子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）」として一体的に策定しました。

「第2期多可町子ども・子育て支援事業計画」については、子どもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を的確に位置づけ、子どもの健やかな成長が保障されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

この「第2期多可町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度でその計画期間を終了することを受け、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本町における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、新たに「第3期多可町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

第2節　計画の位置づけ

（１）計画の法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を包含し、本町のすべての子どもと子育て家庭を対象とした、子ども・子育て施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の根拠法、位置づけ等

	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
位置づけ	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保　その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とし、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための計画

（２）関連計画との位置づけ

本計画は、まちづくりの基本となる「第2次多可町総合計画後期基本計画」や「第2次多可町教育ビジョン（多可町教育振興基本計画）」の中に包括された計画のひとつとして、関連の分野別計画との整合を図るとともに、「多可町母子保健計画」を包含した計画として位置づけます。

上位計画・関連計画との連携

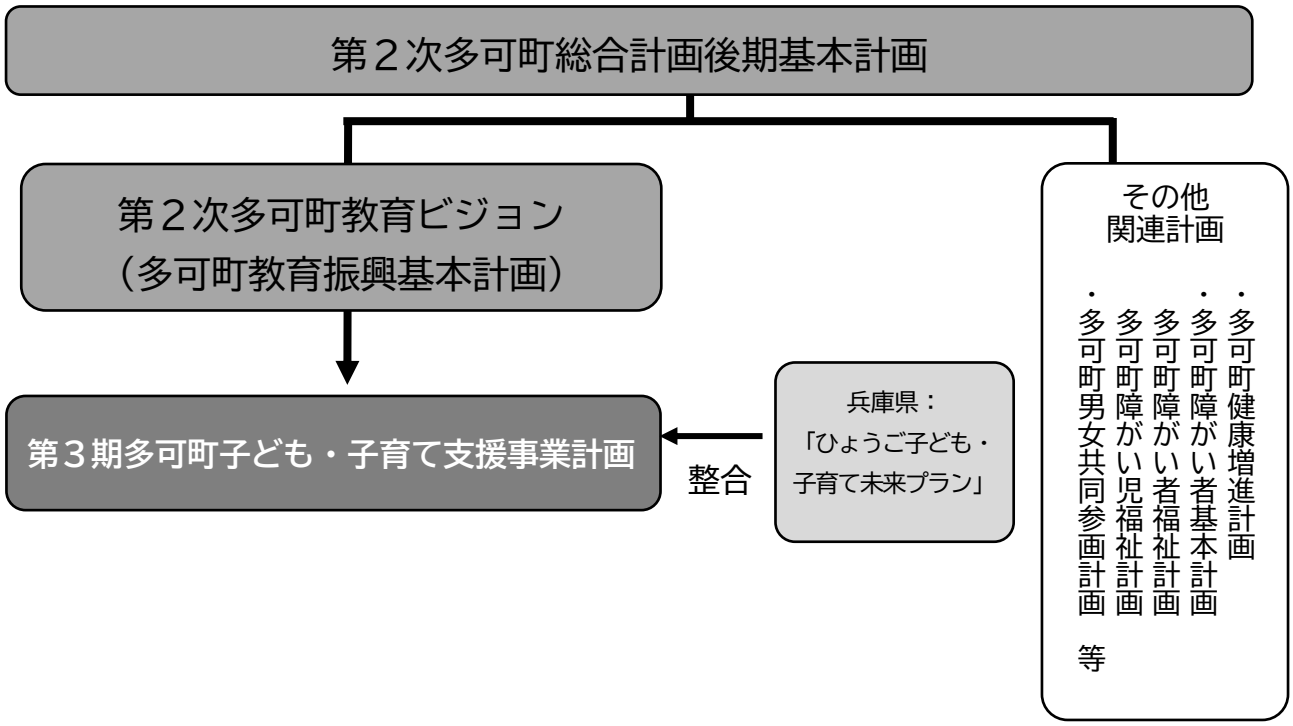

第3節　計画の期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和 11 年度までの5年間とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

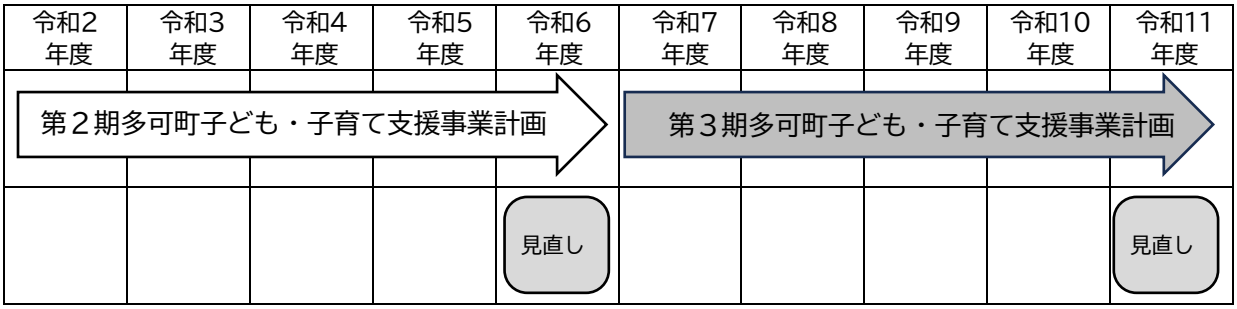

第１章　計画の策定にあたって

第2章　子どもと子育てを取り巻く現状

第1節　多可町の概要

（１）地勢と位置

本町は、平成17年11月1日に旧中町、旧加美町、旧八千代町の3町が合併して誕生した町です。

兵庫県の東播磨地域の内陸部に位置し、北は丹波市と朝来市、東は丹波市、南は西脇市と加西市、西は神崎郡神河町と市川町にそれぞれ接しています。東西13㎞、南北27㎞、総面積185.19㎢を有し、直線距離で神戸まで約45㎞、大阪まで約70㎞の距離にあります。

地勢的には、周囲を中国山地（三国岳、千ヶ峰、笠形山、竜ヶ岳、篠ヶ峰など）の山々に囲まれ、三国岳を源とする杉原川が加美区、中区の中央部を貫流し、笠形山を源とする野間川が八千代区の中央部を南流し、西脇市において県下最長の加古川と合流して瀬戸内海に流れています。

気候は、瀬戸内気候の影響を受けて穏やかですが、中国山地の背陵地帯として内陸性気候の影響も受け、寒暖の差が比較的大きくなっています。

交通条件は、西脇市で国道175号と分岐した国道427号が多可町中区、加美区を縦断し、八千代区では県道西脇八千代市川線、多可北条線、加美八千代線が通り、中国自動車道滝野社ICや加西ICと接続しています。

公共交通は、神姫バスの定期路線があり、コミュニティバス（中区から西脇市駅）の運行も行われています。

（２）土地利用

本町の総面積は185.19㎢で、山林面積が約149㎢で町全体の約8割を占め、宅地と田畑の割合が約1割となっています。

第2節　統計からみた現状

（1）総人口と年少人口の推移

本町の令和6年4月1日時点の人口ピラミッドは、年齢階層別では男女ともに「70～79歳」の階層の人口が多く、「25～29歳」の子育て世代の若者や「0～4歳」の子どもの人口が少ないことがわかります。

また、年齢3区分別人口の推移をみると、「0～14歳」の年少人口は減少傾向で推移していますが、「65歳以上」の高齢者人口は増加傾向で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

人口ピラミッド（令和６年）

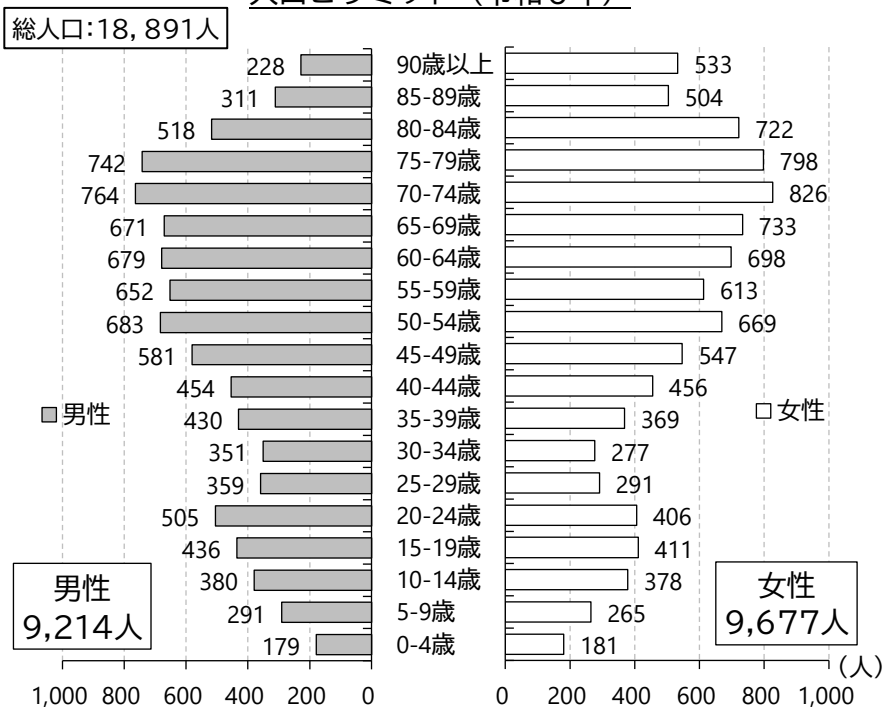

資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

年齢３区分別人口と年少人口率の推移

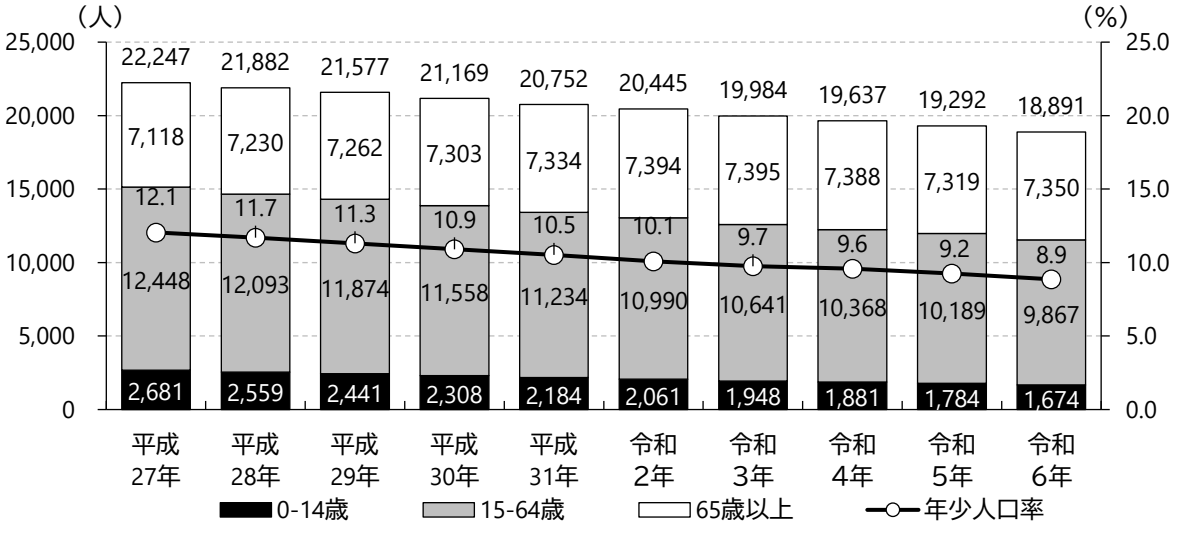

資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

（２）子どもがいる世帯数の推移

人口が減少する一方で、総世帯数は年々増加傾向で推移していましたが、平成22年をピークに減少に転じており、令和2年には6,544世帯となっています。

また、18歳未満の子どものいる世帯も平成22年をピークに減少が続いており、令和2年には1,381世帯となっています。

総世帯数、18 歳未満の子どものいる世帯数と世帯割合の推移

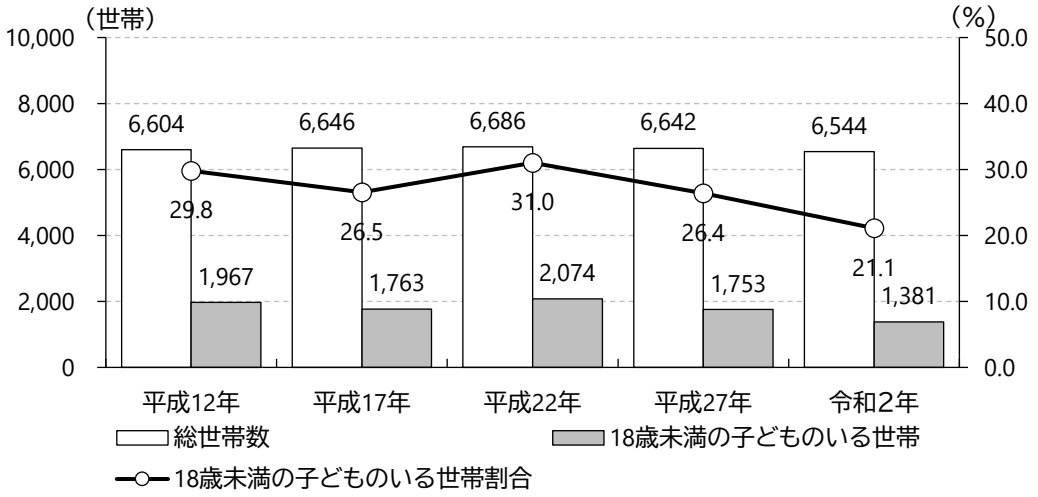

資料：国勢調査

（３）核家族世帯数の推移

核家族世帯数は増加傾向で推移しており、令和2年には3,626世帯と、総世帯の55.4%が核家族世帯となっています。

また、核家族世帯割合については、兵庫県を下回る水準で推移しています。

核家族世帯数と世帯割合の推移（県比較）

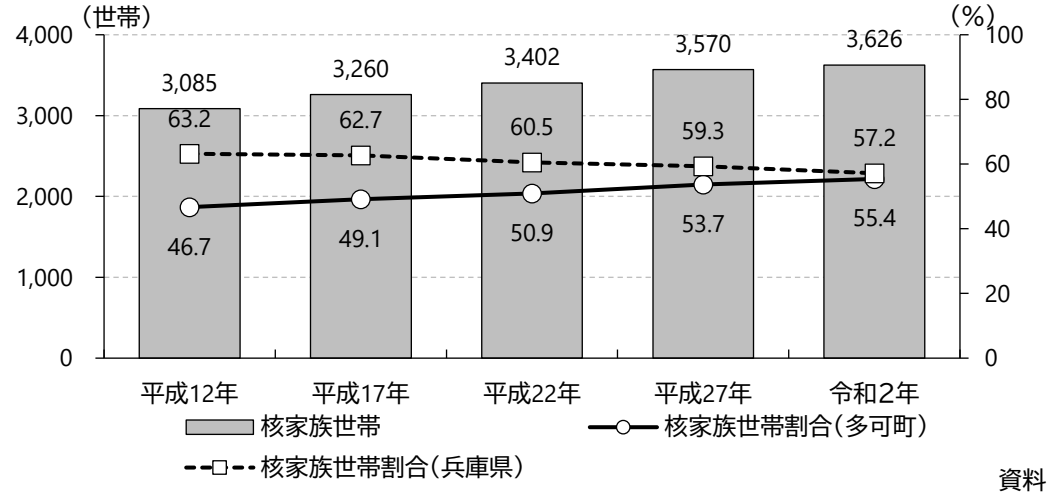

資料：国勢調査

（４）出生の動向

出生数は増減を繰り返しながら緩やかな減少傾向となっており、令和4年には72人（男：31人、女：41人）となっています。

また、合計特殊出生率については、平成17年まで全国及び兵庫県を上回る水準で推移していましたが、以降は下回るようになり、令和2年には1.17となっています。

出生数の推移（男女別）

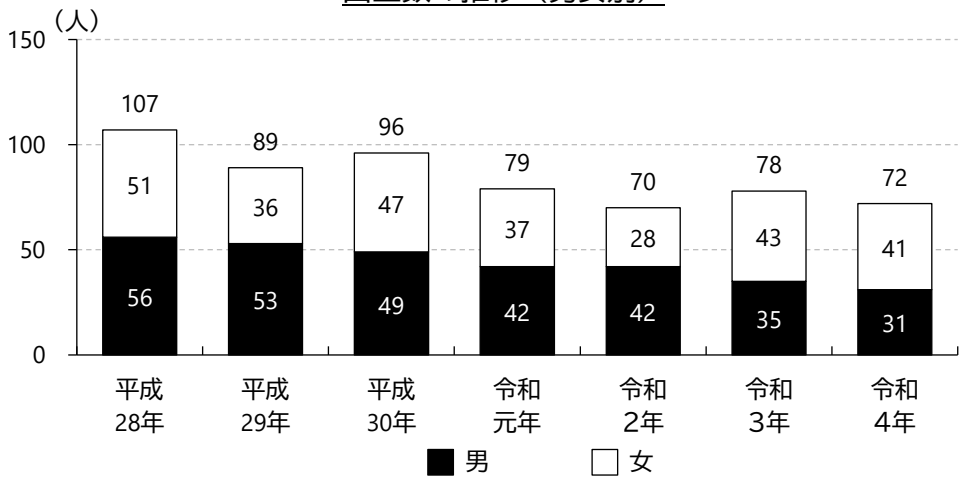

資料：兵庫県統計年報

合計特殊出生率の推移（全国・県比較）

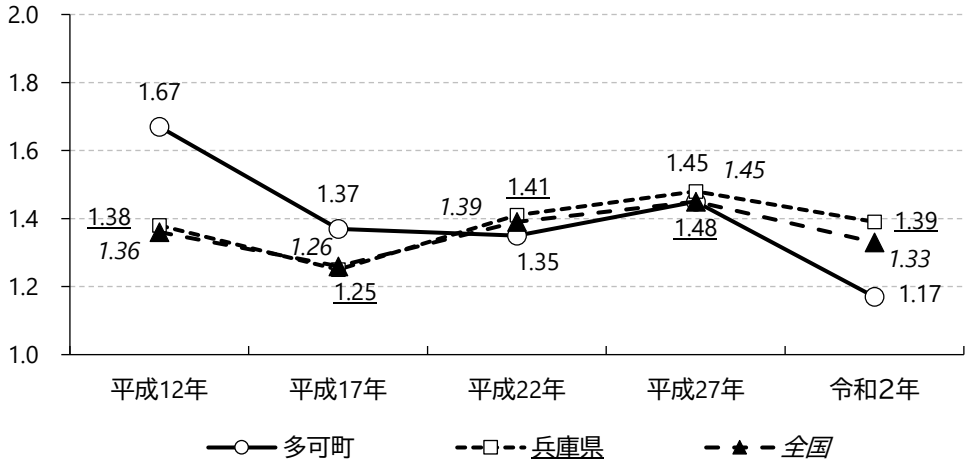

資料：兵庫県統計年報

※合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均とされています。

（５）婚姻と離婚の動向

婚姻件数は緩やかに減少していましたが、令和4年には42件と、前年と比べ12件の増加となっています。

また、離婚件数も緩やかに減少していましたが、令和4年には18件と、令和2年と比べ11件の増加となっています。

婚姻件数、離婚件数の推移

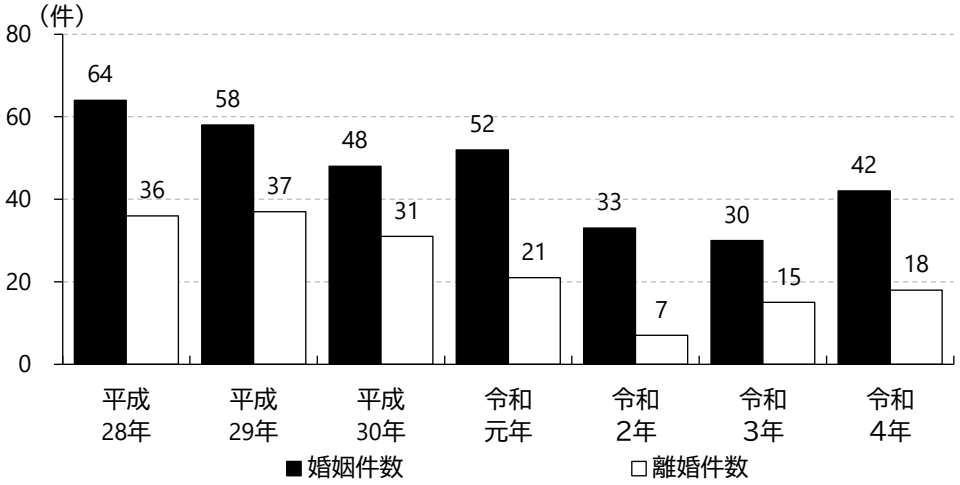

資料：兵庫県統計年報

（６）女性の就業状況

女性の労働力率について、ほとんどの年代で年々高くなっています。一般的には子育て期にあたる20歳代後半から30歳代前半に低下し、その後40歳代後半まで上昇する、いわゆるM字カーブの傾向は令和2年にみられますが、25-29歳の労働力率の高まりからみられるものであり、30-34歳の労働力率は年々高くなっています。

女性の労働力率の推移

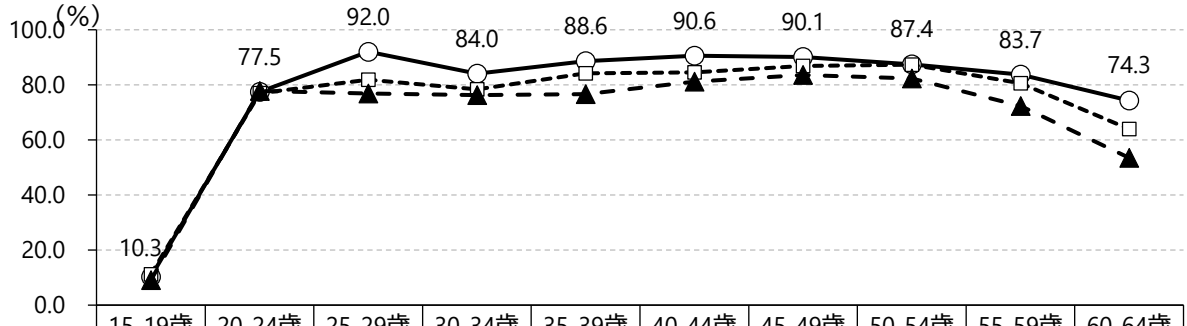

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳
―○― 令和2年	10.3	77.5	92.0	84.0	88.6	90.6	90.1	87.4	83.7	74.3
--□-- 平成27年	11.2	77.0	81.9	78.3	84.2	84.6	86.9	87.3	80.5	63.9
― ▲ ― 平成22年	9.1	77.8	76.8	76.3	76.6	81.2	83.6	82.3	72.3	53.4

資料：国勢調査

（７）就学前児童の保育等の状況の変化

①　幼稚園・保育所・認定こども園の状況

幼稚園･保育所･認定こども園を利用する児童数は令和元年以降減少傾向で推移しており、令和6年には371人(1号認定:45人、2･3号認定:326人)となっています。

幼稚園・保育所・認定こども園を利用する児童数の推移

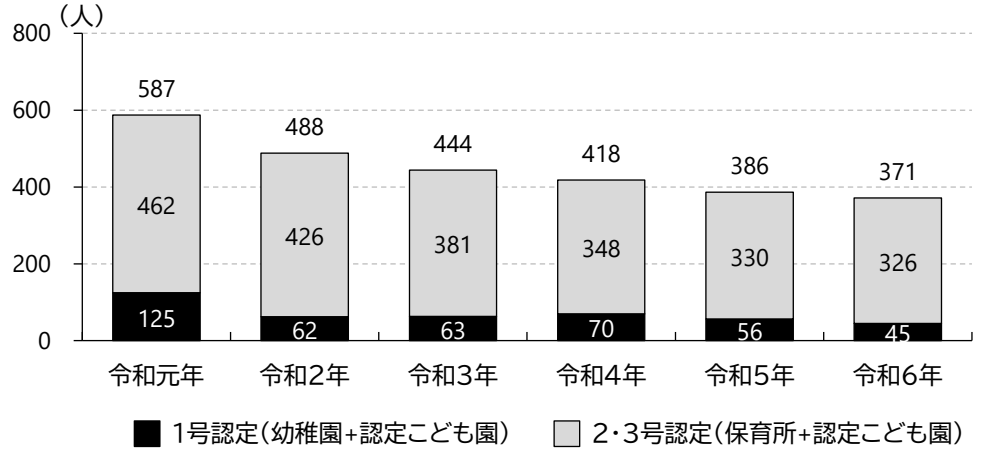

資料:多可町こども未来課(各年5月1日現在)

②　小学校の状況

小学校における児童数は減少傾向で推移しており、令和6年には734人で、特に「1学年」は前年と比べ44人の減少となっています。

小学校における児童数の推移（学年別）

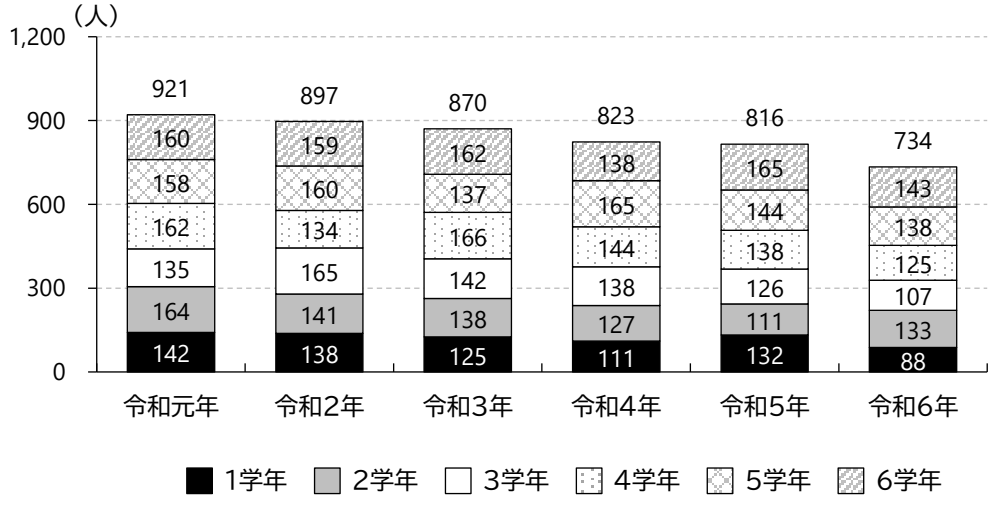

資料:多可町こども未来課(各年5月1日現在)

③ 放課後児童クラブ（学童保育）の状況

放課後児童クラブ(学童保育)を利用する児童数は、令和元年以降減少傾向で推移しており、令和6年には229人で、前年と比べ、「1学年」では15人、「4学年」と「5学年」では11人の減少となっています。

放課後児童クラブ（学童保育）を利用する児童数の推移（学年別）

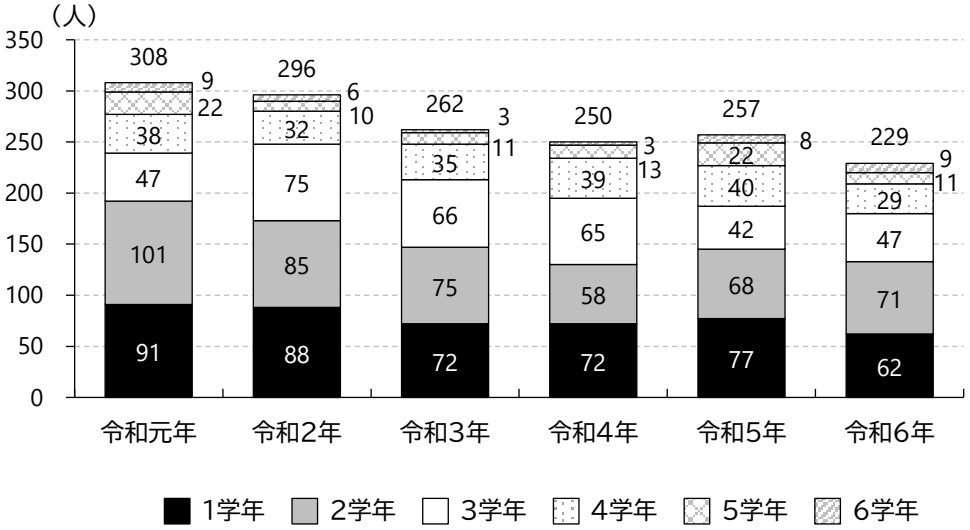

資料：多可町こども未来課

第3節　ニーズ調査からみた現状

（１）ニーズ調査の実施概要

①　調査の目的

令和7年度をはじめとする「第3期多可町子ども・子育て支援事業計画」を策定することから、その基礎資料として活用することを目的に、ニーズ調査を実施しました。

②　調査対象

就学前児童保護者票：町内にお住まいの小学校就学前のお子さんの保護者

小学生児童保護者票：町内にお住まいの小学生（1年生から4年生まで）の児童の保護者

③　調査期間

令和6年3月6日～令和6年3月21日

④　調査方法

保育施設、小学校を通じての配付・回収と Web 調査の併用

⑤　配付・回収状況

	配付数	回収数			回収率
		合計	紙	Web	
就学前児童保護者票	501票	277票	138票	139票	55.3%
小学生児童保護者票	526票	357票	235票	122票	67.9%

○百分率による集計では、回答者数（該当設問においては該当者数）を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記します。そのため、割合の合計が100%にならない場合があります。

○以降の主な集計結果内での表記は、就学前児童保護者票を「就学前児童」、小学生児童保護者票を「小学生」とします。

（２）主な集計結果

① 日頃、お子さんを預かってもらえる親族・知人

就学前児童、小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族に預かってもらえる」、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」の順で高くなっています。「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族に預かってもらえる」は就学前児童の方が、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」は小学生の方が高くなっています。

子どもをみてもらえる親族・知人の有無

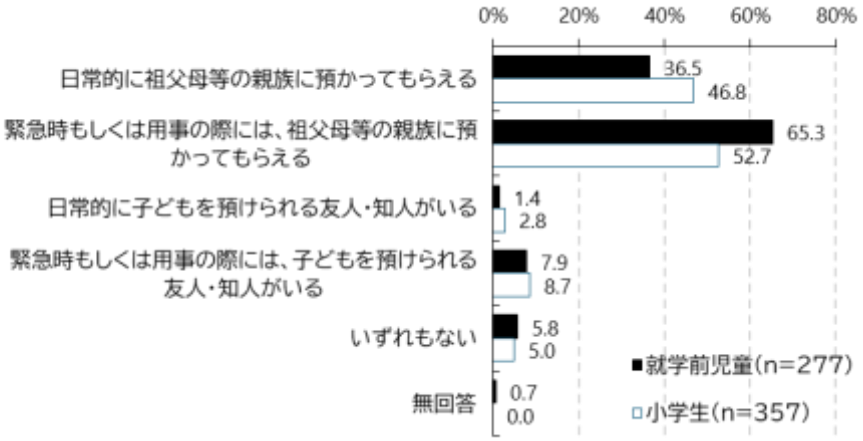

② 母親の就労状況

母親の就労状況は就学前児童では「フルタイム」と「パート・アルバイト等」がほぼ同程度ですが、小学生では「パート・アルバイト等」が約5割と高くなっています。

母親の就労状況

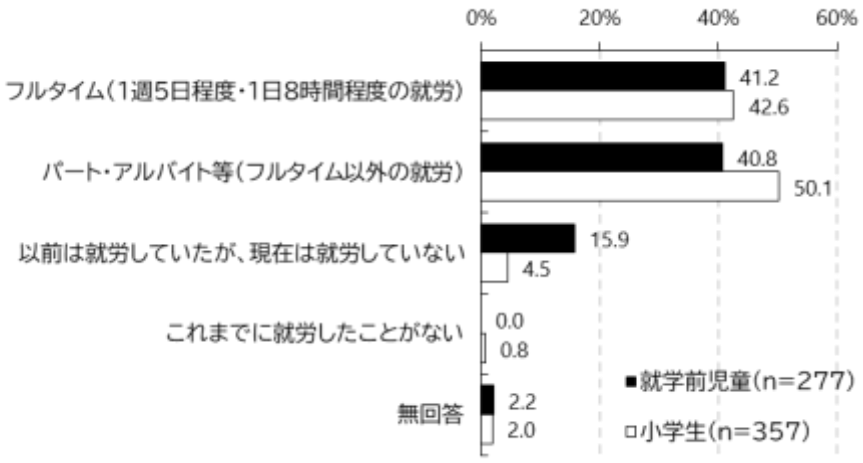

③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用

平日に利用している教育･保育事業について､｢定期的に利用している｣は､認定こども園が93.4%と最も高くなっています。

平日に利用したい教育･保育事業は｢認定こども園｣が89.2%となっています。

平日に利用している教育・保育事業（就学前児童）

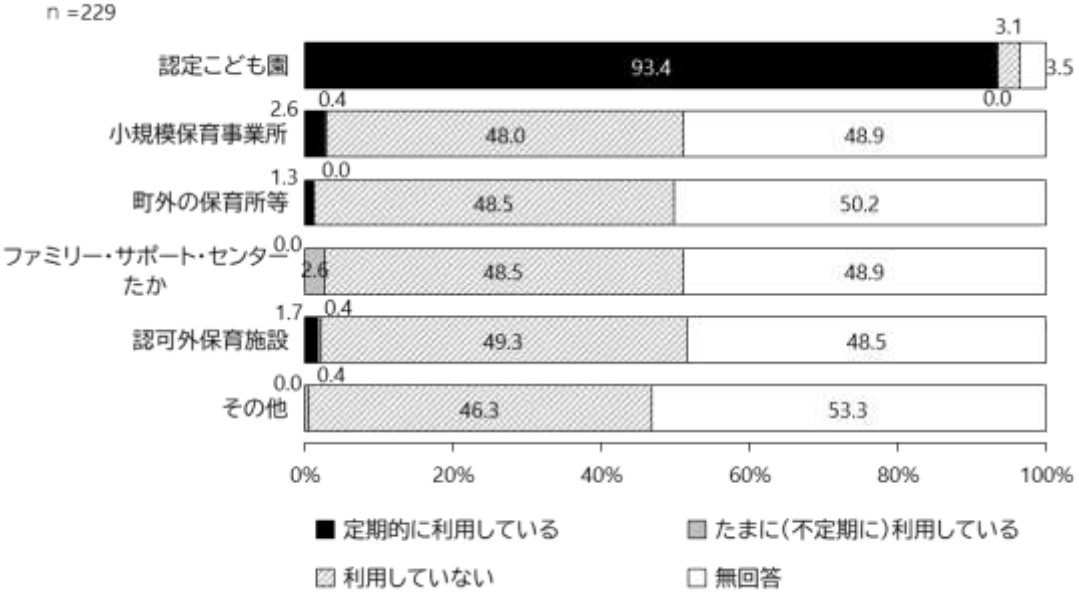

平日に利用したい教育・保育事業（就学前児童）

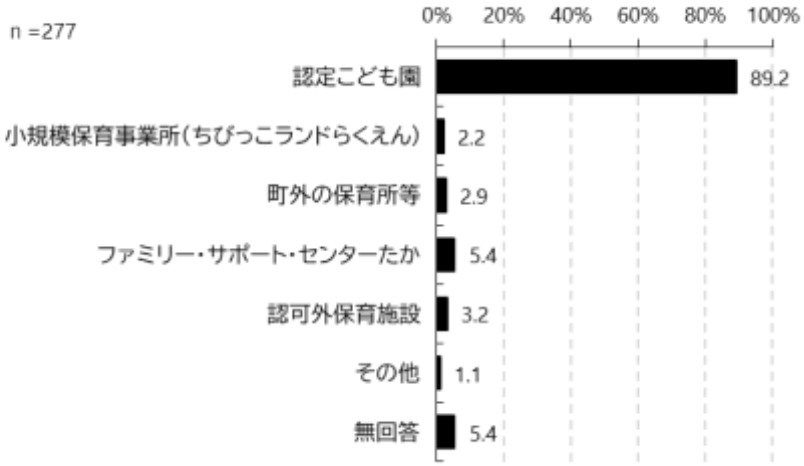

④ 病児保育事業の利用

病児保育事業の利用状況は「利用したことがない」が就学前児童、小学生ともに9割以上と高くなっています。

利用意向は「希望する」が就学前児童は約3割と高く、小学生は1割未満となっています。

病児保育事業の利用状況

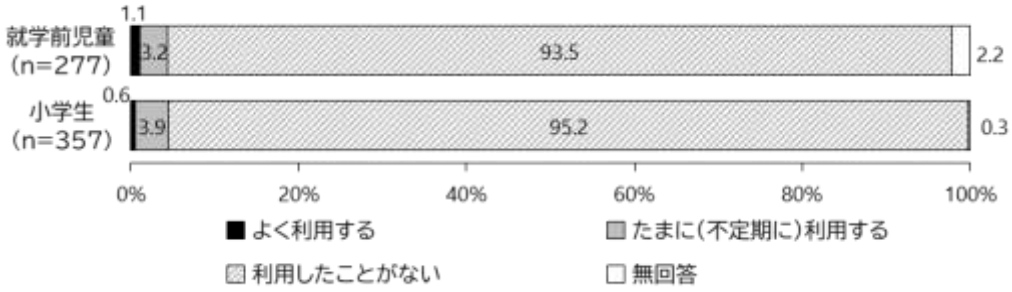

病児保育事業の利用意向

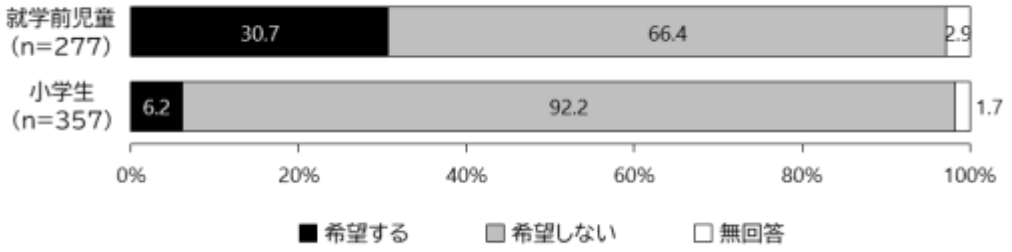

⑤ 放課後の過ごし方

小学生の放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況は各クラブで1割未満となっており、「利用していない」は約7割となっています。

今後の利用意向は就学前児童では「定期的に利用させたい」が半数以上となっており、小学生では「平日に利用したい」が約2割、「子どもの学校休校日や長期休　期間中に利用したい」が約3割となっています。

放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況（小学生）

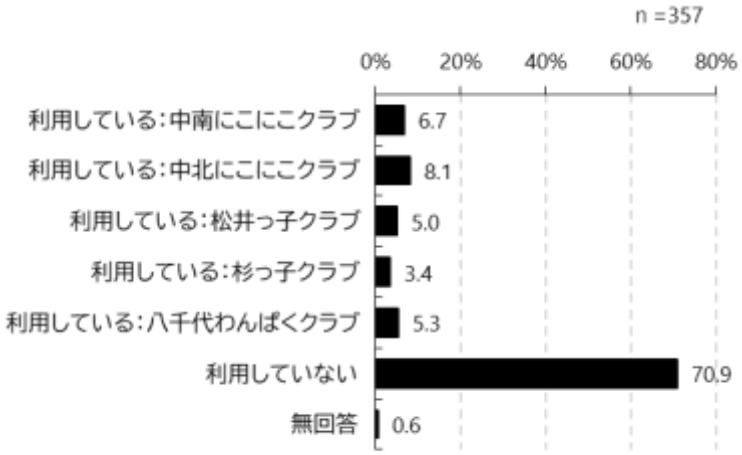

放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向

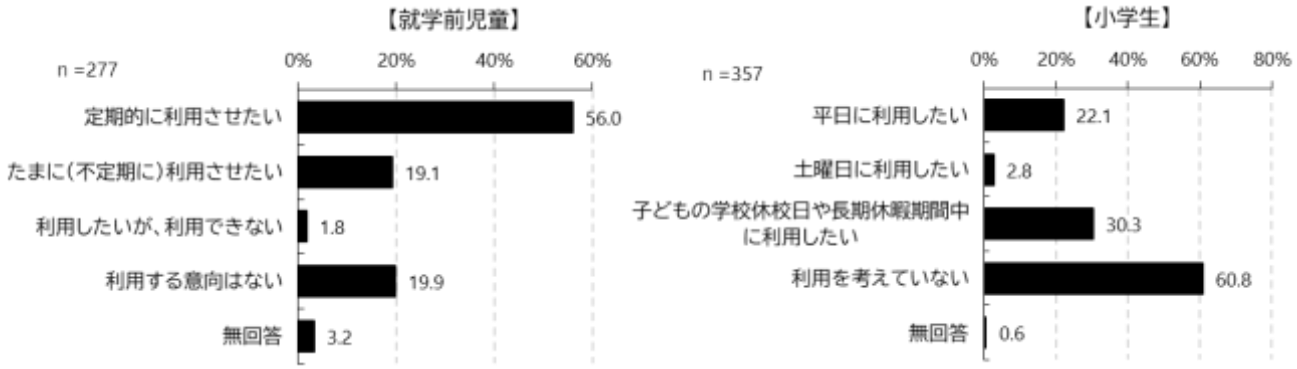

⑥ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

育児休業の取得状況は、父親では就学前児童で7.6%、小学生で2.0%と低い割合にとどまっています。母親では就学前児童で44.8%、小学生で33.1%となっています。

育児休業制度または短時間勤務制度の取得状況（父親）

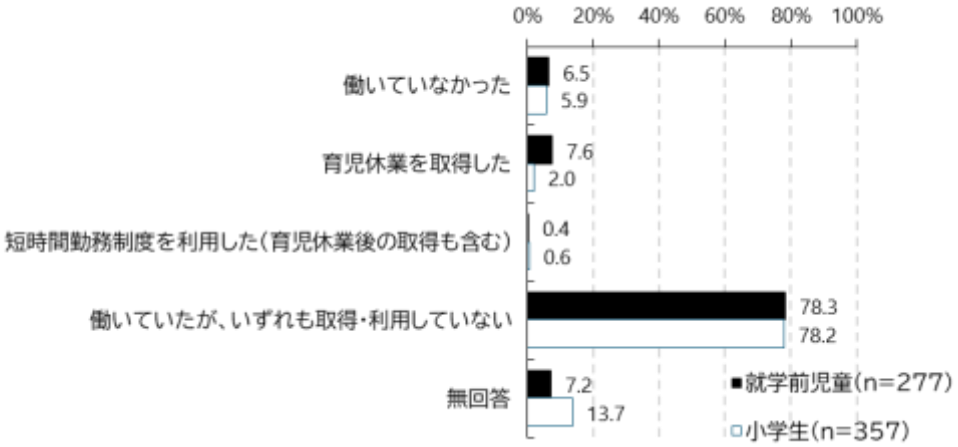

育児休業制度または短時間勤務制度の取得状況（母親）

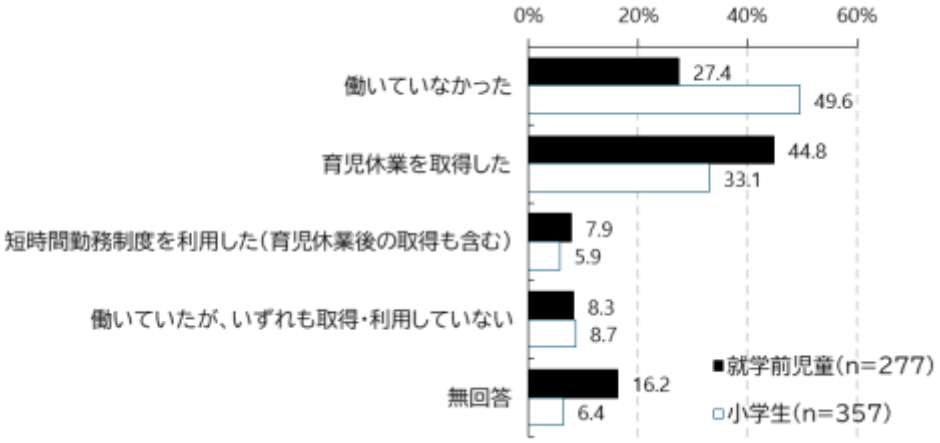

⑦ 情報の入手方法

子育て支援情報の入手先は就学前児童、小学生ともに「町の広報誌（広報たか）」が最も高くなっています。次いで、就学前児童では「子育てふれあいセンター、町内各児童館、ファミリー・サポート・センターたか」、小学生では「友人や知人」の順で高くなっています。

子育て支援情報の入手方法

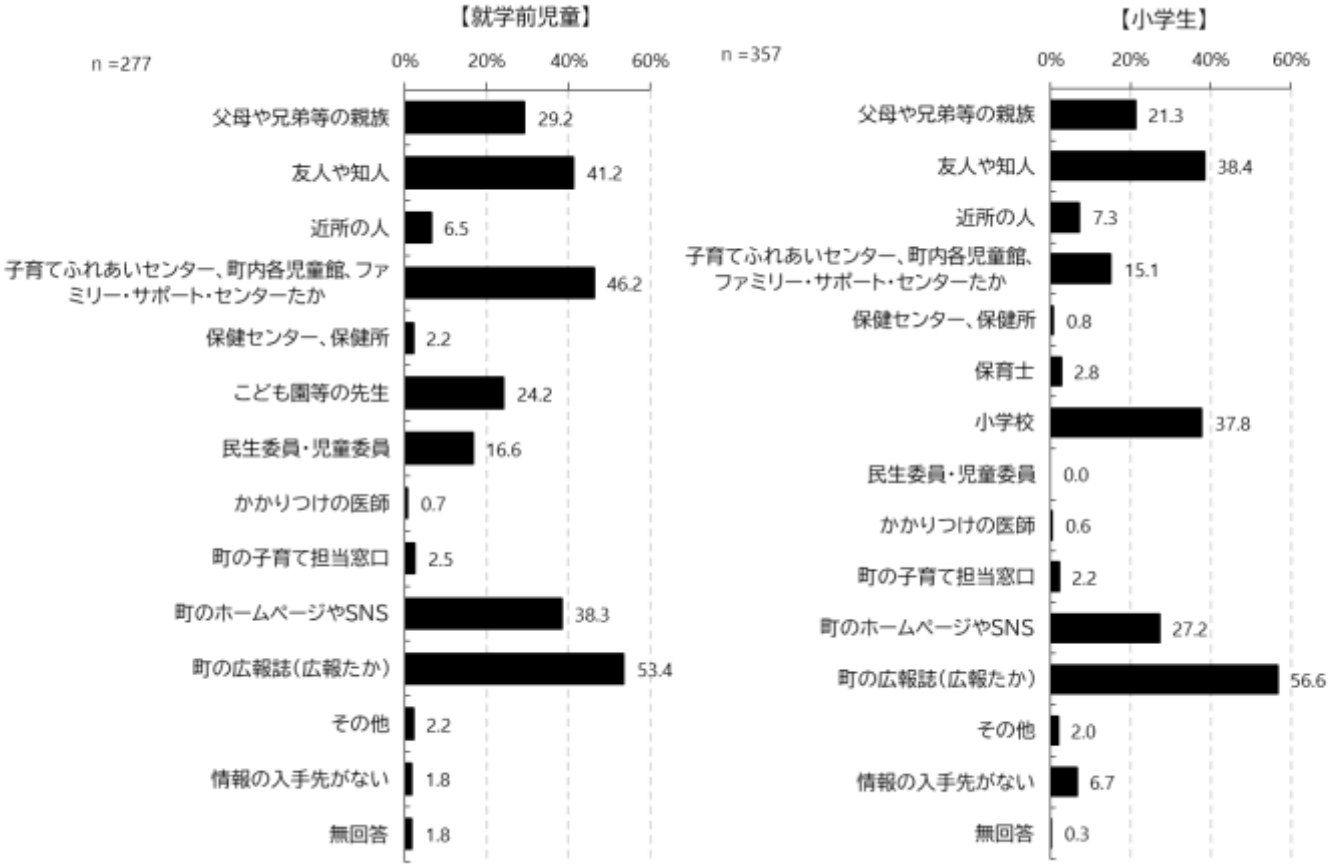

第3章　計画の基本的な考え方

第1節　基本理念

「第2次多可町教育ビジョン（多可町教育振興基本計画）」では、基本理念を「明日の多可町を担うこころ豊かな人づくり」、重点目標を「ふるさと多可町を愛し、自らの夢や目標に向かってたくましく生きる、こころ豊かな子どもの育成」と「いつでも、どこでも、だれでもいきいき学べる、生涯学習のまちづくり」として、本町の教育を推進しています。

本計画では、多可町教育ビジョンの重点目標を基本理念とし、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に進めていきます。

また、「多可町教育ビジョン」では、目指すべき姿として『子どもたちが多可町で学び、育ったことに喜びと誇りをもち、保護者や地域の人たちが多可町で子育てして良かった、多可町に住んで良かったと実感できるように、町の教育・保育・生涯学習のさらなる発展に向けて進んでいく』としています。この目指すべき姿は正に、本計画においても目指すべき姿であり、取り組むべき基本施策であることから、本計画の基本理念も多可町教育ビジョン同じ「明日の多可町を担うこころ豊かな人づくり」とし、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に進めていくこととします。

明日の多可町を担う
こころ豊かな人づくり

まちづくりの基礎は、人づくりにあります。これからの時代を担う子どもたちに、確かな学力、人を思いやる豊かなこころ、健やかな体など、知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」を培う教育を、より一層充実させていきます。

また、豊かな自然、温かい人情、良き伝統と文化をもった「ふるさと多可町」を愛し、誇りに思う気持ちを育んでいきます。そして「多可町で学んでよかった」、「多可町に住んでよかった」と実感する子どもの育成を目指して取り組んでいきます。

第2節　目指す子ども像

生涯を通して自立し自らを高め、社会に貢献できる人材育成のための基本指針として策定された「第2次多可町教育ビジョン（多可町教育振興基本計画）」では、本町の目指すべき子ども像として就学前においては「豊かな心をもち、多可町の自然にふれ、ひたり、主体的に遊ぶ子ども」、就学後においては「ふるさと多可町を愛する子ども」、「夢や目標に向かってたくましく生きる、こころ豊かな子ども」と定めました。

【子ども像・就学前】
◆ 豊かな心をもち、多可町の自然にふれ、ひたり、主体的に遊ぶ子ども

【子ども像・就学後】
◆ ふるさと多可町を愛する子ども
◆ 夢や目標に向かってたくましく生きる、こころ豊かな子ども

●幼児期は、情緒的な発達や知的な発達、社会性の涵養など、人間としてよりよく生きるための基礎を培う大切な時期です。家庭や地域と認定こども園等がより一層連携を密にして教育・保育を進めていきます。
●本町の豊かな自然を生かした取り組みを継続し、自然にふれ、ひたり、その中で主体的に遊ぶ子どもを育成していきます。
●集団生活をとおして、友だちを思いやることや友だちと協力すること、話を集中して聞くこと、自分の思いが言葉で表現できることなどの社会性が身につくよう取り組みます。
●家庭と協力し、「あいさつ」、「早寝、早起き、朝ごはん」などの基本的な生活習慣が身につくよう取り組みます。

第3節　施策体系

1つの重点目標と5つの基本目標ごとに基本施策と施策の展開を整理します。

計画の施策体系

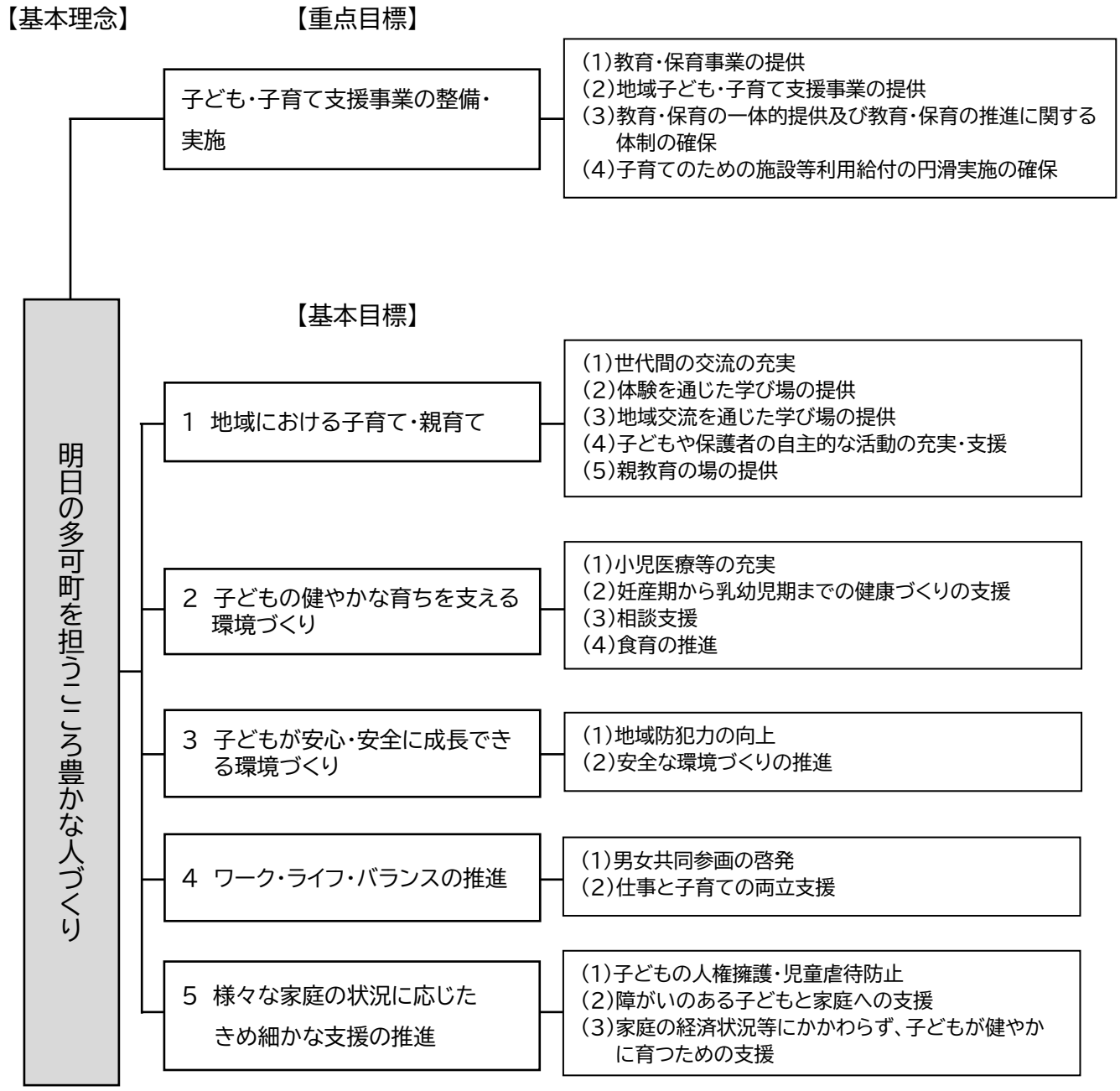

第4章　施策の展開

重点目標　子ども・子育て支援事業の整備・実施

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、その区域ごとに、令和7年度から令和611　年度までの5年間の利用ニーズ（＝「量の見込み」）、町として提供する「確保の内容」、またその「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などの条件を総合的に勘案するとともに、地域の実状に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域を定めることとなっており、本町においては、町内のニーズを柔軟に把握、吸収し、さらに提供体制が整えられるよう、区域を1圏域（全町）とします。

「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」は1圏域のもとで、以下の「子ども・子育て支援給付」の対象となっている教育・保育事業及び「地域子ども・子育て支援事業」の対象となっている事業に関して定めます。

子育て支援の「給付」と事業の全体像

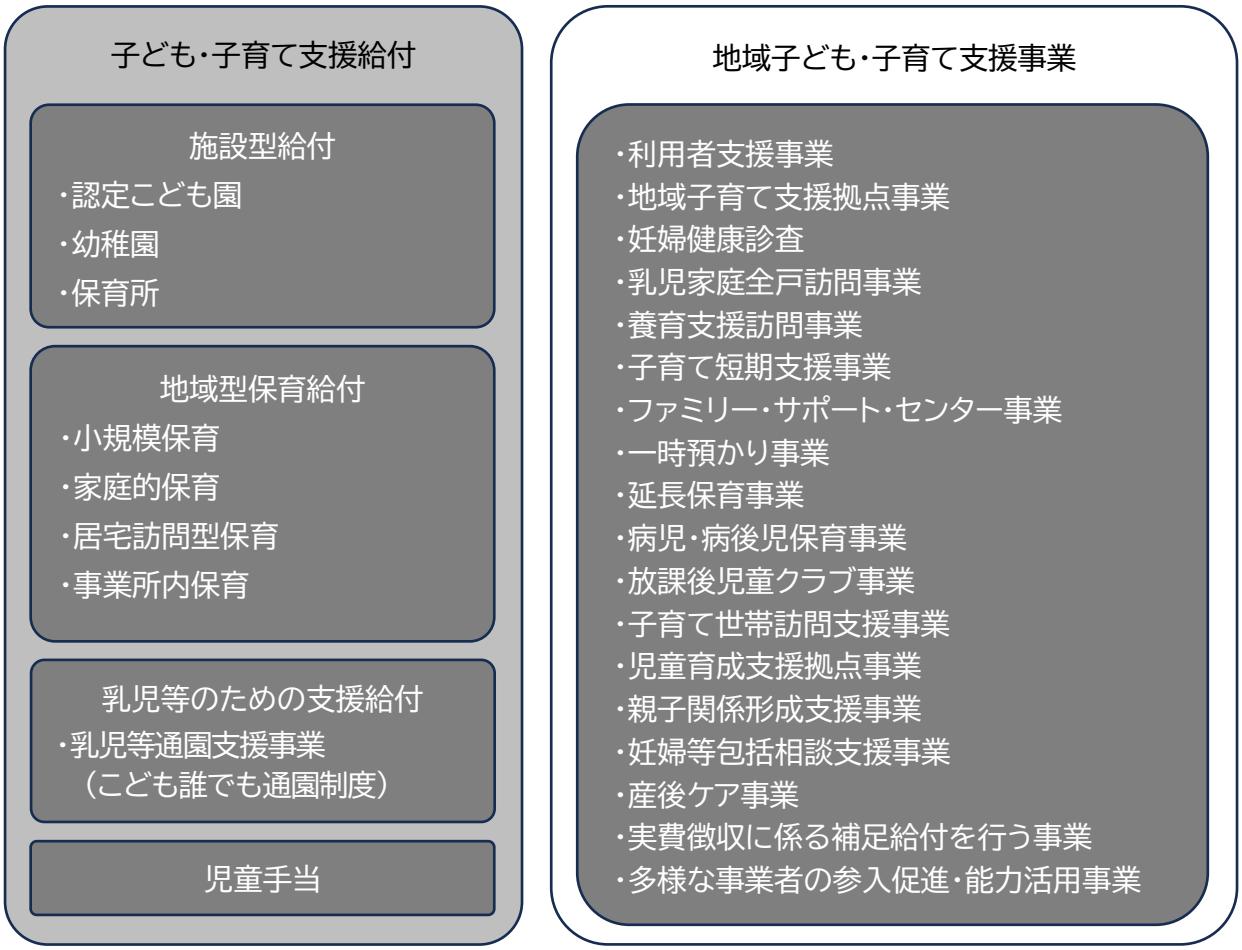

（１）教育・保育事業の提供

①　教育・保育の量の確保

■現状と課題

本町の教育・保育事業は、中区では「みどりこども園」、「あさかこども園」、「四恩こども園」、加美区では「キッズランドかみ」、八千代区では「キッズランドやちよ」で担うことになります。

また、八千代区では「ちびっこランドらくえん（小規模保育事業）」も実施しています。

認可外保育施設では「森のようちえん　こころね」及び「医療福祉センターのぎく（事業所内保育施設）」があります。

■取り組みと方向性

計画期間の児童人口推計と直近の保育の利用実績等を基に、保育ニーズを推計しました。

児童人口推計を基に、必要な保育量を確保する中で、施設の最適化を図るとともに、保育ニーズを充足するためのこれまでの施策を推進することで、令和11年度を目標年次として教育・保育の場の提供と量の確保を図ります。

認定区分	対象者	対象施設･事業
1号	子どもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号	子どもが満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所
3号	子どもが満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所、地域型保育事業

単位：人

			1号認定	2号認定	3号認定		
					0歳児	1歳児	2歳児
令和7年度	(1)量の見込み		50	210	8	27	48
	(2)確保方策	認定こども園	75	227	32	50	66
		小規模保育	0	0	3	3	3
	(2)－(1)差引		25	17	27	26	21
令和8年度	(1)量の見込み		45	190	8	41	33
	(2)確保方策	認定こども園	75	227	32	50	66
		小規模保育	0	0	3	3	3
	(2)－(1)差引		30	37	27	12	36
令和9年度	(1)量の見込み		40	168	7	41	50
	(2)確保方策	認定こども園	75	227	32	50	66
		小規模保育	0	0	3	3	3
	(2)－(1)差引		35	59	28	12	19
令和10年度	(1)量の見込み		36	152	7	38	49
	(2)確保方策	認定こども園	75	227	32	50	66
		小規模保育	0	0	3	3	3
	(2)－(1)差引		39	75	28	15	20
令和11年度	(1)量の見込み		36	153	7	37	47
	(2)確保方策	認定こども園	75	227	32	50	66
		小規模保育	0	0	3	3	3
	(2)－(1)差引		39	74	28	16	22

② 教育・保育の質の向上

就学前施設では、次のことに配慮し、年齢に応じて必要な教育・保育を実施します。

●内容

・乳幼児が長時間でも安全に安心して生活できる場であり、乳幼児のそれぞれの発達段階に則した生活が最優先で保障されること。

・多様な人や地域、さらには豊かな自然との関わりが体験できる場であること。

・0～5歳児までが一貫した教育・保育の内容で生活が展開されること。

・認定こども園と小学校がそれぞれ連携することで、就学時にスムーズに移行できるようにすること。

●環境

・身体を十分に動かして、のびのびと遊ぶ楽しさが味わえるよう、施設・設備・遊具等が十分かつ安全であること。

・遊びの楽しさが十分に味わえるような教育・保育環境が整えられていること。

・小動物とのふれあう環境が整えられていること。

・保育教諭等との温かい信頼関係の基で、異年齢の交流や地域の人との交流ができる環境が整えられていること。

・特別な支援が必要な子どもについて、個々に応じた配慮がされていること。

●体制

・乳幼児が長時間生活する場であることを見通し、教育・保育の担当者同士の共通理解を重視した運営体制がとられていること。

・保育教諭等が乳幼児の理解を深め、教育・保育の充実を図るための研修が実施されていること。

■取り組みと方向性

〇子どもと深くかかわる保育教諭等の職員配置を適切に行うことで、子どもの安全・安心、健全な育成へとつながります。町で定めた基準のもとで子どもたちの教育・保育が行われるよう努めます。

〇保育教諭等の確保を支援するために、町と町保育協会が協力して保育フェアを開催します。また、幼児教育・保育の一層の充実を図るため、幼児教育研修事業及び保育士等キャリアアップ研修事業を継続し、より専門性の高い保育士等を育成します。

（２）地域子ども・子育て支援事業の提供

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な地域で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業であり、事業類型として、基本型、特定型、こども家庭センター型があります。

※基本型：子育て家庭から日常的に相談を受け、個別のニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどを行い、当事者に寄り添った支援を行う。

※特定型：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう、支援を実施する。

※こども家庭センター型：母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び乳幼児とその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた相談支援を行う。

■現状と課題

「基本型」は子育てふれあいセンターで、「母子保健型」は多可町健康福祉センターで実施しています。

「母子保健型」は子育てに関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のないサポートをするための総合窓口である子育て世代包括支援センター「アスパルきっず」を設置し、専任の保健師を配置しています。

子どもに関係する母子保健以外の部署は多可町の本庁舎にあり、利用者が移動する必要がありました。

■取り組みと方向性

令和７年４月、「アスパルきっず」を母子保健と児童福祉の業務を一体的に行う「こども家庭センター型」に移行します。

「子ども子育て学びと健康のエリア」（中区岸上）に関係機関を集約することで、連携強化を図りながら、妊産婦及び乳幼児の健康の保持や増進に関する包括的な支援、全てのこどもと家庭に対して虐待の予防的な対応など、専任の保健師や家庭支援員などを配置し、切れ目ない支援を行います。

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	か所	2	2	2	2	2
確保方策	か所	2	2	2	2	2
基本型	か所	1	1	1	1	1
特定型	か所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

親や子ども同士がふれあうことのできる場所を提供し、育児についての情報交換や気軽に相談できる環境を築くことで、子育て不安の解消や遊びを通じた子どもの豊かな情緒を育てる事業です。

■現状と課題

乳幼児をもつ親とその子どもが、気軽に集い交流を図ることで、情報交換や気分転換、育児の悩みや疲れを緩和することができています。

自由来館での利用が大きく増えていますが、図書館などと分散されていました。

■取り組みと方向性

令和７年４月、隣接する多可町生涯学習まちづくりプラザ「Asmile(あすみる)」の開館にあわせ、子育てふれあいセンターが「ココミル」の愛称でリニューアルオープンします。

両施設で、乳幼児をもつ親とその子どもだけでなく、全ての子育て中の親が気軽に集い、交流しながら育児相談ができる場、地域とつながりながら子育てができる居場所となるよう、実施していきます。

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人日	8,777	8,777	9,824	9,475	9,076
確保方策	か所	1	1	1	1	1

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■現状と課題

妊娠届出の際、受診に関する説明及び受診勧奨を個別に行い、健康管理の重要性を伝えています。県内外の実施状況を参考にし、費用額及び実施方法等の見直し等、母子の健康支援について検討が必要です。

■取り組みと方向性

妊婦健康診査費用にかかる負担軽減を行い、定期的に妊婦健康診査を受ける機会をつくり、妊婦と胎児の健康管理に努めます。

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人	66	64	61	59	57
	回	966	936	893	863	834
確保方策	人	66	64	61	59	57

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、身体計測や様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなぐことにより、子どもの健やかな成長を図る事業です。

■現状と課題

生後４か月までの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを軽減するため、子育て支援に関する情報提供等を行っています。母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につないでいます。

■取り組みと方向性

生後４か月になるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供に結びつけます。

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人	83	80	76	74	71
確保方策	人	83	80	76	74	71

⑤養育支援訪問事業

継続して養育に関する支援が必要と判断した家庭へ保健師等の専門職が訪問し指導・助言等をすることにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

■現状と課題

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等の専門職が訪問し、専門的相談支援を行っていますが、対象家庭の早期把握と支援に努める必要があります。

■取り組みと方向性

子どもの養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、保健師の訪問による支援を実施し、安定した子どもの養育を支援します。

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人	48	36	36	36	36
確保方策	人	48	36	36	36	36

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■現状と課題

保護者の病気やその他の理由で、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合には、速やかに宿泊を伴った一時預かりを行いますが、現在、町内に児童養護施設等がなく、町内の里親を利用することが多いのが現状です。

■取り組みと方向性

今後、既存事業や施設の活用を含め、県立施設や広域利用可能施設での対応を検討します。

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人日	12	12	12	12	12
確保方策	人日	32	30	30	30	30

⑦ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児から小学生のこどもをもつ保護者のうち、子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と、子育ての援助をしたい人（まかせて会員）が登録し、子育ての援助活動をする事業です。

■現状と課題

ニーズ調査では、平日に幼稚園や認定こども園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しているとの回答が、82.7%となっています。

ニーズ調査では、「普段、ファミリー・サポート・センター事業を利用されていますか」の質問に、「利用したことがない」という回答が96.1%となっています。日頃、お子さんを預かってもらえる人として、「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族に預かってもらえる」という回答が52.7%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」という回答が46.8%となっています。

また、「いずれもない」は5.0%となっています。

令和５年度の利用実績は年間延べ７件となっており、利用はまだ限定的であることが課題となっています。

■取り組みと方向性

動画など SNS での情報発信を引き続き行い、保護者が本事業をより身近に感じ、安心してこどもを預けられるよう「安心さ」をさらに発信し、送迎や預かり等を依頼する「おねがい会員」を増やしていきます。

また、子育てを支援する「まかせて会員」への研修や「どっちも会員」の拡大を図ります。

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人日	100	100	100	100	100
確保方策	人日	200	200	200	200	200

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園等で一時的に預かる事業です。

なお、幼稚園部での教育標準時間前後の預かり保育も一時預かり事業に含めています。

■現状と課題

一時預かり事業（幼稚園型）については、町内すべての認定こども園（５園）で実施しています。一時預かり事業（幼稚園型以外）については、町内すべての認定こども園（５園）及び小規模保育事業所（１園）で実施しています。

一時預かり事業（一般型）については、０～２歳の低年齢児の預かり希望が多いです。各園とも保育教諭等の確保に努め、概ね保護者の希望どおり預かっています。

■取り組みと方向性

保護者の就労や疾病のほか、リフレッシュ、園児同士の交流など、多様化するニーズに対応します。

（幼稚園型）	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人日	2,567	2,567	2,567	2,567	2,567
確保方策	人日	2,567	2,567	2,567	2,567	2,567
	か所	5	5	5	5	5

（幼稚園型以外）	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人日	210	198	195	182	179
確保方策	人日	280	280	280	280	280
	か所	6	6	6	6	6

⑨延長保育事業

保護者の就労日や就労時間、通勤時間等の状況により、保育の利用が必要な世帯を対象に、通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。

■現状と課題

町内のすべての認定こども園（５園）及び小規模保育事業所（１園）で実施しています。

現在、各園で延長保育に従事するための保育教諭等を確保し、スムーズな事業実施を行っています。

従事する保育教諭等の確保が課題となっています。

■取り組みと方向性

７時半から19時までの保育時間とし、すべての認定こども園及び小規模保育事業所で実施します。

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人日	950	940	930	920	910
確保方策	人日	960	960	960	960	960
	か所	6	6	6	6	6

⑩病児・病後児保育事業

病気中または病気の回復期にある子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用の保育室で看護師・保育教諭等が一時的に預かる事業です。

■現状と課題

病児保育事業については、町内１施設で実施し、サービスの定着とともに利用人数は増加しています。

ニーズ調査では、病気やけがの際に、「親や親族・友人などが（仕事を休むなどして）対応する」という回答が70.5%と最も多くなっています。

また、18.2%が「利用料や利用の仕方が分からない」と回答しています。

保護者が仕事を休んで対応する人が多い一方で、制度の周知方法が検討課題となっています。

また、看護師・保育教諭等の確保が課題となっています。

■取り組みと方向性

病児保育を「おひさまにこにこクリニック」（１日あたりの利用定員２名）で実施します。

母子保健で利用しているアプリ等、現在行っている SNS などでの情報発信方法を検討します。

人材確保等により、事業の実施の現状維持に努めます。

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人日	66	62	59	56	52
確保方策	人日	60	60	60	60	60
	か所	1	1	1	1	1

⑪放課後児童クラブ事業

保護者が就労等で昼間に不在となる小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

■現状と課題

小学生における学童保育の利用ニーズは、年々増加していきます。

平成29年度から対象年齢を拡大し、保護者等が就労などで、家庭内で保育できない等の理由で学童保育の利用を希望する場合、全学年の児童を受け入れています。しかし、低学年の児童の受け入れが優先されるため一部の学童保育施設では、施設の面積確保などの理由から、長期休業のみ利用を希望する高学年の児童の受け入れが難しい状況になっています。

また、特別な支援が必要な児童の受入体制などの課題があります。

■取り組みと方向性

昼間、保護者等が就労等により家庭にいない小学生で保育の必要性がある家庭等の児童と認定されれば、各学年とも可能な限り受け入れていく方向で、小学校低学年から確保数を増やしていき、入所できるように努めていきます。

施設の面積要件の確保については、小学校の余裕教室の利用を含め検討します。また支援員等については、各施設の必要人員を確保し、積極的に研修等に参加することで、これまで以上に専門性を活かした保育を行っていきます。

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人	191	178	162	161	148
1年生	人	58	56	46	56	42
2年生	人	48	49	48	40	48
3年生	人	51	36	37	36	30
4年生	人	22	26	19	19	19
5年生	人	9	8	9	7	7
6年生	人	3	3	3	3	2
確保方策	人	154	144	131	133	119
	か所	5	5	5	5	5

⑫子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

■現状と課題

関係機関と連携し、家事や子育て等に対して不安や負担を感じる家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる居宅等にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を実施しています。

対象家庭の早期把握と支援に努める必要があります。

■取り組みと方向性

令和７年度から「子ども子育て学びと健康のエリア」（中区岸上）に関係機関が集約することで、こどもの養育支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で早期把握ができるよう、一層の充実を図ります。

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人日	200	200	200	200	200
確保方策	人日	200	200	200	200	200

⑬親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

■現状と課題

子育てに悩みや不安を抱えた保護者の支援体制を整備するため、令和７年度から実施予定としています。

■取り組みと方向性

要支援児童、要保護児童、特定妊婦のいる世帯等を対象として、親子の関係性や子どもの発達状況に応じて、ペアレント・トレーニングや同じ悩みや不安を抱える保護者同士の相談・共有、情報交換の場を提供するなど、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人日	60	60	60	60	60
確保方策	人日	60	60	60	60	60

⑭乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育園等に通っていない0歳6か月～2歳の乳幼児を対象に、就労要件を問わず月一定時間まで預かる事業です。令和6年の子ども・子育て支援法改正により新たに事業として創設されました。

■現状と課題

当町では令和８年度から開始予定です。

認定こども園等に入所していない０～２歳の低年齢児の希望が多い一時預かり事業と利用対象者が重複していることから、あわせて検討することが必要となっています。

■取り組みと方向性

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルを問わないかたちでの支援を進めていきます。

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人日	10	10	10	10	10
確保方策	人日	10	10	10	10	10

⑮産後ケア事業

生後12か月未満の乳児とその母親に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

令和6年度までは母子保健医療対策総合事業として実施していましたが、令和6年の子ども・子育て支援法改正により新たに地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。

■現状と課題

対応医療機関が少なく、対象者数も少ない傾向です。

産後ケアを必要とする乳児とその母親に対して、切れ目のない支援が得られるよう産後ケア利用につなげています。利用種類については、宿泊型や日帰り型の利用は少なく、気軽に利用できる授乳指導型や訪問型の利用が増加しています。

■取り組みと方向性

県の集合契約に参加し、より広範囲の医療機関で産後ケアを利用できるようにします。産後ケアを必要とする乳児とその母親に対して、利用しやすい環境を整え、より多くの人が利用できるよう努めていきます。

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	人日	44	44	44	44	44
確保方策	人日	44	44	44	44	44

⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるための日用品、文房具、行事参加に係る実費負担の全部又は一部を助成する事業です。

⑰多様な事業者の参入促進・能力活用事業

幼児期の教育・保育施設へ新規参入する事業者に対する巡回支援、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築とともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担軽減を図るための事業です。

（３）教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対しては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの権利と発達を保障し、良質かつ適切な内容及び水準で子ども・子育て支援を提供する役割を求めていきます。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を検討します。

（４）子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたり、子ども・子育て支援法第60条第1項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画で、「子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」とされました。

本町では、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、町内外の教育・保育施設と協働し適切な給付を実施します。

基本目標1　地域における子育て・親育て

（１）世代間交流の充実

■現状と課題

○町内５小学校は、令和３年度までに「コミュニティ・スクール」を導入し、学校、家庭、地域が連携・協働して、「地域とともにある学校づくり」を推進しています。児童や学校、地域等が抱える課題を地域ぐるみで解決することや、地域コミュニティ等の活性化により、学校教育の充実を図っています。今後はコミュニティ・スクールを地域に根付かせ、より多くの方が参画できる事業となるように検討が必要です。また、令和８年４月開校予定の統合中学校においても、コミュニティ・スクールの導入を検討しています。

■取り組みと方向性

○子育て家庭がより身近な場所で気軽に相談や交流ができる環境を整備するとともに、親子のつながりがより一層広がるよう事業内容の充実を図ります。

事業	内容	担当課
地域住民との交流事業	認定こども園等や児童館、子育てふれあいセンターにおいて、地域の高齢者や子育て中の保護者、中高生など、老若男女の多世代間交流を実施します。	こども未来課
地域に開かれた学校づくりの推進	オープンスクールや地域の方をゲストティーチャーとして招へいするなど、学校の積極的な情報発信により、地域との信頼関係を高めます。	学校教育課
地域とともにある学校づくり	コミュニティ・スクールを導入した5小学校では、学校教育の評価や活動支援を行い、更なる教育活動の充実を図ります。中学校では、令和8年度以降、統合中学校においてコミュニティ・スクールを導入し、地域の力を最大限に引き出し、「地域とともにある学校づくり」を進めます。	学校教育課

（２）体験を通じた学びの場の提供

■現状と課題

○子どもたちが、お年寄りや乳幼児をはじめ、多様な人とふれあうことや自然と親しむことなどの体験が少なくなっている現在、学校や認定こども園、地域社会での様々な体験や交流を通じて、子どもたちに社会性や協調性等を身につけさせることが必要です。

○本町では、小中学校や認定こども園をはじめ、児童館や子育てふれあいセンターなどにおいて様々な体験活動を実施しています。青少年体験活動事業では、「なつチャレ」と称して、小学生を対象に夏季休業中に体験活動プログラムを実施しています。どのプログラムも多くの子どもが希望する魅力ある活動になっています。今後も一層内容の充実を図っていきます。また、小中学生が乳幼児やその親との交流体験を通して、子育てへの親しみや親の思いなどを知り、自分を見つめる機会となっています。

■取り組みと方向性

○地域社会での体験活動や交流などを通して、子どもたちが社会性を育み、生きる力の基礎を培えるよう支援します。

○命の尊さを学ぶとともに、子どもたちの自尊感情を育みます。

事業	内容	担当課
家族・家庭のあり方と子どもの成長を考える教育の推進	いのちの授業などの体験学習により、出産・子育てについて学び、自分の成長と家族、家庭と家族関係、幼児の生活と家族について考える機会を提供します。家庭の日の啓発や、地域家庭教育支援事業を通して、親子のふれあいや絆を深め、家庭のあり方や子どもの自己有用感を育みます。	こども未来課 学校教育課
地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業	他者と協力、協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題解決する能力を育成します。また、多様な社会体験活動を通じ、生徒のキャリア発達を支援します。	学校教育課
自然学校推進事業	長期宿泊体験を通して自分で考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力を培います。また、友だちとの体験プログラムをとおして生命に対する畏敬の念や感動する心、共に生きる心を育み、「生きる力」を育成します。	学校教育課
ハートフルスクール事業	夏季休業中の生徒を対象に体験的な人権学習プログラムを実施し、様々な人権問題について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付ける機会を提供します。	こども未来課
青少年体験活動事業（なつチャレ）	夏季休業中の児童を対象に、多様な生活体験、社会体験、自然体験等、体験活動の場を提供します。	こども未来課

（３）地域交流を通じた学びの場の提供

■現状と課題

〇次代を担う子どもがこころ豊かで健やかに育つためには、学校や認定こども園、家庭、地域、関係機関が連携を図り、一体となって、子どもが安心して活動できる環境づくりをしていくことが求められています。

〇本町では、幼児から中学生までが地域との関わりを一層深めることができるよう、児童館と子育てふれあいセンターが合同で「たかっこフェスタ」を開催しています。

〇学校園では、平成25年に制作した敬老のうた「きっとありがとう」を歌ったり、演奏したりして子どもたちに、高齢者を敬う優しい心を培っています。

〇中学校部活動では、少子化の進展に伴い学校の小規模化が進み、種目によっては休止や廃止、合同チームでの活動など、こどもたちがしたい種目を選択できない状態になっています。

■取り組みと方向性

〇子どもたちは、地域との関わりの中で成長します。家庭・学校・職場・地域の人たちなど、多くの人々が子どもたちの成長、子育てに関わり、地域全体で子育てをする社会を目指します。

〇子どもたちが安全で安心して遊んだり、学んだりできる地域の環境づくりを推進します。

〇「敬老の日発祥のまち」として、全国に向けて「敬老精神」を発信していきます。

事業	内容	担当課
児童館事業	児童の健康増進と情操を豊かにするために、わくわく体験教室や子ども教室など、健全な遊びの場を提供します。	こども未来課
放課後子ども広場事業（放課後子供教室）	放課後の小学校の運動場等を利用し、子どもたちの放課後における安心・安全な遊びの場を提供します。	こども未来課
あったかわくわく子ども教室（伝統文化親子教室）	子どもたちに播州歌舞伎や将棋、茶道など日本や多可町での伝統文化を体験・習得させる機会を提供します。	こども未来課
地域特性を活かした学習プログラムの提供	子どもたちの豊かな心を育てるため、伝統文化や環境学習など、ふるさと教育・キャリア教育の充実を図ります。	学校教育課
敬老の精神の育成	「全国おじいちゃんおばあちゃん子ども絵画展」を開催し、「敬老の日発祥のまち」として、多可町から全国に向けて「敬老精神」を発信します。	こども未来課
中学生ボランティア事業	中学生に地域におけるボランティア活動の場を提供し、学校外での活動を通して様々な人と関わり、地域の一員としての自覚と有用感を高めます。	こども未来課

事業	内容	担当課
子育てふれあいセンター事業	子育てふれあいセンターが開催するイベントに、中高生・地域の方にボランティアとして協力していただき、交流の場を提供します。	こども未来課
スポーツ・文化活動の地域展開	統合中学校では、部活動を廃止し、地域になるスポーツや文化活動に参加できる仕組みをつくり、生涯にわたり活動できる環境を整備します。	学校教育課

（４）子どもや保護者の自主的な活動の充実・支援

■現状と課題

〇子どもたちが多様な体験や交流を通して、豊かな人間性を身につけ、主体的に活動できる力を身につけることが求められています。

〇本町では、子ども会活動やジュニアスポーツ協会の活動、文化的な活動等を支援し、子どもたちが自主的に様々なスポーツや文化に親しむことができるよう、支援をしています。近年、急激な少子化の進行や指導ボランティアの減少などにより、活動に支障が出ているのが現状です。今後は近隣集落との合同実施やスポーツクラブの統合なども検討する必要があります。

■取り組みと方向性

〇多様な体験や交流を通して、子どもや青少年の情操を高め、心豊かな人間性やリーダーシップを養うことを目的とし、自然体験、社会体験、運動・遊び、文化活動等、子どもの健全育成を促進し、子どもの豊かな社会性や人間性を育む活動の場を提供します。

事業	内容	担当課
子ども会活動育成事業	子ども会育成連絡協議会活動を通して、子どもの健全な育成を図ります。	こども未来課
ジュニアスポーツ協会等助成事業	スポーツを通じて青少年の身体と心を育てるために組織されているジュニアスポーツ協会等の活動を支援します。	生涯学習課 学校教育課
青年グループ・サークル活動の支援	青年団等の青年グループ・サークル活動を支援し、活動の活性化を図ります。	生涯学習課
社会参加促進事業	スポーツ(レクリエーション)を通じ、お互いの交流と親睦を深め、体力の維持増進を図ります。	福祉課

（５）親教育の場の提供

■現状と課題

〇核家族化が進み、子育てが保護者と子どもにとって密室化する傾向にあり、また親自身が友人や知人を作ることが難しく、子育てに関する情報の不足や様々な情報の氾濫により、子育ての悩みや不安を持つ保護者が増えています。

〇本町では、アスパルきっずや子育てふれあいセンターにおいて、多方面からの視点で親育ちを支援していける学びの場を提供しています。今後さらに、父親も巻き込みながら、より多くの保護者に参加してもらえる体制づくりが求められています。

■取り組みと方向性

〇子どもの発達段階に応じた子育てに関する学びの機会をつくり、親育ちの過程を支えることができるような支援を推進します。

〇子どもたちが、親子のつながりを感じ、家族の在り方を考える中で、父親の育児参画を促し家族の育児力の向上につなげます。

事業	内容	担当課
学習会・講演会	認定こども園等、小中学校、子育てふれあいセンター、PTA等が保護者を対象に子育てについて考える学習会・講演会を開催します。	学校教育課 こども未来課
育児体験	認定こども園等、小中学校、子育てふれあいセンター、PTA等が保護者を対象に子育てについて考える学習会・講演会を開催します。	こども未来課
多可町民の集い	互いの人権が尊重され、こころふれあうまちづくりへの意識を高めるため、年2回町民が集い、人権意識の普及と高揚を図ります。	生涯学習課

基本目標2　子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

（1）世代間交流の充実

■現状と課題

○小児医療等の充実は、次世代を担う子どもの健全育成のための基礎であり、少子化対策の重要な要件です。

○本町では、生後間もない子どもは町内の小児科医院１か所と近隣の市町の総合病院や小児科医院に受診しています。子どもの成長とともに、町内の病院、診療所、医科医院や歯科医院がかかりつけ医の役割を担っています。

○小児の救急医療は、北播磨圏域の小児救急輪番制により対応していますが、医療機関までの移動に時間がかかり、時間帯によっては圏域を越えて受診、搬送される場合があります。保護者の不安の解消や、適切な医療機関受診に関する啓発を行い、効率的な医療運用を行う必要があります。

■取り組みと方向性

○どこでも適切な医療サービスを受けられるよう、小児医療の充実に努めます。

事業	内容	担当課
地域医療体制の充実	小児救急輪番制の堅持及び拡大に向け、北播磨圏域内の公立・公的病院や小児科医療機関、関係行政機関等との連携により、小児救急に関する役割分担や救急搬送を含めた救急医療体制の構築を目指します。	健康課
子ども医療電話相談	北播磨圏域や兵庫県の子ども医療電話相談窓口の普及啓発を図り、保護者の不安の解消や、適切な医療機関受診を目指します。	健康課

（２）妊産期から乳幼児期までの健康づくり支援

■現状と課題

○核家族の増加や、子どもや親同士の交流機会の減少等で、妊娠・出産・子育てに関する身近な相談相手や支援者が少ないため、保護者が育児不安や産後うつ、虐待などに陥りやすくなっており、妊娠・出産に関する悩みへのきめ細やかな対応や環境づくりが求められています。

○本町では、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につないでいます。また、妊娠届出の際、受診に関する説明及び受診勧奨を個別に行い、健康管理の重要性を伝えていますが、費用額及び実施方法等の見直しや産後健診の実施など、望ましい生活習慣の獲得等健康づくりに関する妊婦や乳幼児の保護者への指導・啓発の充実が必要です。

■取り組みと方向性

○妊産婦の不安軽減や心身の健康管理、産後の経過確認、新生児等の健全育成を促進するよう努めるとともに、産後の心身共に不安定で、子育てに戸惑いが大きい時期に、保健師・助産師等の専門職が丁寧に対応することで、心身の安定と育児不安の解消を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

事業	内容	担当課
妊婦健康相談、家庭訪問	保健師、栄養士による母子健康手帳交付時の相談、家庭訪問、電話相談などを行います。	健康課
妊婦健康診査費助成、妊婦歯科健診	妊婦健康診査（保険適用外分、上限10万円）、妊婦歯科健康診査（1回分）にかかる費用を助成します。令和4年度からはパートナーも対象として拡充しています。	健康課
不妊治療ペア検査費助成	不妊に悩む夫婦の初期不妊検査費（保険適用外）に対し7/10を助成します。	健康課
不育症治療費助成	不育症検査費（保険適用外）に対し7/10、不育症治療（保険適用外）に対し1/2を助成します。	健康課
新生児聴覚検査費助成	新生児聴覚検査費に対し助成します。	健康課
こんにちは赤ちゃん訪問（新生児訪問）	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に保健師等が訪問し、身体計測や育児相談、子育て情報の提供などを行います。	健康課 こども未来課
産婦健康診査費助成	産婦健康診査に対し上限5,000円、2回まで費用を助成します。	健康課

事業	内容	担当課
産後ケア費用助成	出産後、自宅に帰っても家庭からの十分な家事や育児などの援助が受けられない人等の他、乳房トラブルや育児指導など産後ケアを必要とする人を対象に、産科医療機関等で受けられる産後ケア費用の助成を行います。随時利用できる医療機関を見直し、追加します。	健康課
乳幼児健康診査 5歳児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児に対し内科健診、歯科健診、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士・言語聴覚士・こども家庭支援員による相談を行います。4か月児～3歳児健診では、子育てふれあいセンターPRを行います。また、5歳児発達健診については、令和6年度より5歳児健康診査として実施します。生活習慣や子育て環境を踏まえ、安心して就学が迎えられるよう、5歳児健康診査で成長・発達を確認します。	健康課
乳幼児育児教室・相談	のびのび子育て相談や乳幼児育児教室（2か月児・離乳食・10か月児・2歳児を対象）を開催しています。内容により身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士、助産師、保育士、心理士の従事による健康教育と育児相談を行います。2か月教室は子育てふれあいセンターで実施し、センターPRや子育て支援制度紹介を行います。	健康課 こども未来課
発達相談	健診等で継続的に支援が必要な乳幼児を対象に、小児科医師、言語聴覚士、心理士、理学療法士による発達相談を行います。	健康課
園巡回相談、園巡回後心理士相談	認定こども園において、心理士・作業療法士訪問により子どもの特性等の早期発見と、支援への助言を行います。また、保育教諭等にも指導・助言を行います。	こども未来課 健康課
予防接種	感染症予防のために乳幼児・小中高生を対象に予防接種を行います。	健康課
小児インフルエンザ予防接種費助成	小児インフルエンザ予防接種費に対し1回1,000円を上限に助成します。	健康課
乳幼児任意予防接種費助成	乳幼児任意予防接種費（おたふくかぜ・ポリオ）の一部を助成します。	健康課
風しん予防接種費助成	先天性風しん症候群の予防のため、妊娠前の女性や妊婦の同居家族の風しん予防接種費用の一部を助成します。	健康課

（３）相談支援

■現状と課題

○近年、地域における連帯感の希薄化や子育てに関する情報の氾濫等により、子育てに自信が持てず、不安や悩みを一人で抱えている親が多くなっています。こうした不安や悩みをうまく解消できないまま、子どもへの虐待につながるケースが社会問題となっています。

○本町では、平成30年11月、アスパル内に子育て世代包括支援センター（アスパルきっず）を開設し、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供と、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供を目指しています。

○思春期の子どもが自らのこころとからだの健康を意識できるよう、学童期・思春期から成人期に向けた支援が重要です。学校や地域等と連携し、思春期における健康づくりに関する正しい知識の普及啓発が必要です。

○いじめ、体罰、虐待などの子どもの人権を侵害する事案は、社会全体の認知が進んだことにより、相談件数が増加しています。こうした事案の早期発見、早期対応のための体制づくりや相談体制の充実が今後も必要です。児童生徒に配布している悩み相談カードや町広報のお知らせなども活用して、「悩み相談窓口」の周知を進めています。

■取り組みと方向性

○保護者の子育てに対する不安や悩みを解消できるよう、子育てに関する情報や親子で交流できる機会を積極的に提供し、関係機関の相談機能や交流活動の充実を図り、だれもが利用しやすい相談・支援体制の構築・強化を図ります。

事業	内容	担当課
こころの相談	育児や人間関係などさまざまな悩みについて、心理カウンセラーが相談に応じます。	健康課
こころの健康教育（ストレスチェック）	小中学生に「ストレスチェック」を実施し、子どもが抱えるストレスや悩みを早期に発見し、それらによって引き起こされる生徒指導上の問題等の未然防止、及び学校不適応の早期対応を図ります。また、セルフケアの方法や人間関係スキルを学ぶ「心のサポート授業」、「個人面談」を合わせて実施します。	学校教育課
多可っ子悩み相談事業	多可っ子悩み相談窓口を開設し、不登校、友人関係や進路などでの児童・生徒や保護者の相談に応じます。	学校教育課
家庭児童相談	18歳未満の子ども・保護者とその関係者を対象に、子育てにおける様々な悩みや心配事について相談に応じます。	こども未来課

事業	内容	担当課
ひきこもり対策	子どもや若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに、様々な場における相談支援の更なる充実を推進します。また、若者の居場所づくりの推進として、外に出る機会の乏しくなったひきこもり傾向にある若者を対象に、関係者が連携し、安心して一歩が踏み出せるための居場所づくりに取り組みます。心理士等によるひきこもり相談事業（概ね月1回）を実施、令和5年度から「居場所たかたか」を月に2回、実施しています。	健康課

（４）食育の推進

■現状と課題

○「食」は、子どもたちが生涯を通じての健康的な生活をするための基盤です。朝食の欠食や孤食などの食習慣の乱れ、偏った栄養による食生活や思春期やせ、食物アレルギーなどが子どもたちの食生活上の課題となっています。

○本町では、学校給食センターにおいて、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校と連携しながら積極的に食育事業に取り組んでいます。今後、食を通じて地域理解を深めるため、より一層、地域の野菜や米など地場産物の活用を推進していきます。

■取り組みと方向性

○心身の健全な成長の基礎となる「食」について、親のみならず、子どもたちにも正しい情報・知識を提供するとともに、地元でとれた野菜等の安全性や栄養に配慮した食事をとる生活習慣を身につけていくことを支援します。

事業	内容	担当課
食育事業・食育教室	食育通信や「たかTV」での食育番組などを通じて、朝ごはんの大切さや健全な食生活のポイントの啓発を図ります。また、調理実習を通して食育の大切さを伝えるため、いずみ会と協力し、食育教室を開催します。栄養教諭や栄養士が子育てふれあいセンターや認定こども園、小中学校等へ出向き、関係機関と協力して教室や相談など学習の場づくりや活動支援を行います。	健康課 教育総務課
学校給食の充実	学校給食を通じ、子どもに「食」の大切さを学ばせ、健康の確保を図ります。	教育総務課
栄養指導の充実	栄養教諭、栄養士により、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進します。	教育総務課 健康課

基本目標3　子どもが安心・安全に成長できる環境づくり

（１）地域防犯力の向上

■現状と課題

○子どもが安心して暮らすことができる環境をつくるために、地域ぐるみで犯罪や事故から子どもを守り、安全確保を図ることが求められています。

○本町では、交通安全と不審者対策として、小中学生の下校時刻を中心に、青色防犯パトロール車を巡回させて見守り活動を行っています。また、「地域の子どもは地域で守り育てる」を合い言葉に、補導委員による夜間の巡回パトロールや量販店の訪問、関係機関と連携した研修会の開催など地域をあげて青少年の健全育成に取り組んでいます。

○最近では、子どもがＳＮＳによりトラブルや犯罪に巻き込まれるケースが増えています。犯罪やネット被害から子どもを守るには、学校での情報モラルに関する授業等を一層充実させ、子どもに自らを守るための知識や技能を身に付けさせることが必要です。

■取り組みと方向性

○地域ぐるみであいさつ運動の展開や、見守り体制を確立するとともに、警察との連携を強化し、犯罪の抑止力を高めます。

○子どもが自らの安全を守ることができるよう、交通安全、防災、防犯意識を高める指導を充実します。

事業	内容	担当課
見守り・安全巡回パトロール	1年を通じて、認定こども園等や小中学校の周辺及び通学路、地区の公園等をパトロールし、子どもたちの安全確保を図ります。	学校教育課
青少年問題協議会の啓発事業	「青少年健全育成大会」を開催し、携帯電話やインターネット等の有害情報の対策や薬物乱用防止の啓発など、地域をあげて青少年の健全育成に取り組みます。	学校教育課
量販店巡回補導	女性補導委員を中心に町内を訪問し、長期休業中には教職員が巡回を実施しています。万引き防止活動及び情報交換を行います。	学校教育課
交通安全教室	認定こども園等、小中学校を対象に教室を実施します。	生活安全課
通学路の安全点検	学校、PTA、集落とともに、通学路の安全点検を行います。危険箇所を把握し、関係機関と協力して安全対策を検討します。	教育総務課
夜間巡回補導及び祭事特別補導	青少年補導委員による町内巡回補導及び、町内外で開催される祭りなどで会場内の巡回補導を実施します。	学校教育課

事業	内容	担当課
消費者教育講座	ネット・詐欺被害防止、金融教育など、学校園・PTAの要請に応じ、講師を派遣します。	生活安全課

（２）安全な環境づくりの推進

■現状と課題

○地球温暖化に伴う異常気象により、年々暑さが災害レベルとなり屋外での教育活動が制限される環境にあります。学校現場での熱中症対策や災害時の避難所としての機能に課題があります。

○遊具については、３年に１回、専門業者による点検を行い、随時補修を行っています。子どもたちが少ない、暑くて遊具で遊べないなど、使われなくなった人気のない遊具の撤去なども検討します。

■取り組みと方向性

○地域ぐるみであいさつ運動の展開や、見守り体制を確立するとともに、警察との連携を強化し、犯罪の抑止力を高めます。

○子どもが自らの安全を守ることができるよう、交通安全、防災、防犯意識を高める指導を充実します。

○避難所となる小学校体育館や未設置の特別教室に空調設備を設置したり、環境教育及び防災教育を充実させたりするなど、ハード、ソフト両面で学習環境の整備及び避難所機能の強化を推進します。

○多くの地域と一緒に子どもたちを見守っていき、地域とともにある学校を目指します。

事業	内容	担当課
交通安全施設の整備	危険箇所等にカーブミラー、交通標識を設置します。	生活安全課
「多可町通学路安全プログラム」にかかる通学路合同点検	各小中学校からの通学路改修要望箇所を取りまとめ、関係部局（警察署、土木事務所、生活安全課、建設課）が合同で、要望箇所の点検を行います。その後、通学路安全推進会議を行い、安全対策を講じます。	教育総務課
公園の安全点検及び整備	都市計画公園内の遊具の点検及び危険箇所の整備を行います。	建設課
学校園の遊具の調査点検及び整備	小中学校、子育てふれあいセンターの遊具の状況調査点検及び整備を行います。また認定こども園等については、各園が行います。	教育総務課 こども未来課
学校施設等の防犯対策	小中学校、子育てふれあいセンター等に防犯カメラを設置し、不審者の侵入防止や犯罪の抑止に努めます。	教育総務課 学校教育課 こども未来課

基本目標4　ワーク･ライフ･バランスの推進

（1）男女共同参画の啓発

■現状と課題

○男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮を支援する必要があります。

○「男は仕事、女は家庭」、「子育ては女性の仕事」という役割分担意識を見直し、男女がともに、家事と仕事を両立できるようにしていくなど、子どもをもちたいと思う男女が安心して子どもを産み育てることができるよう社会全体で支援する必要があります。

■取り組みと方向性

○男女がともに社会的・家庭的責任を担えるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての啓発を行うとともに、働き方の見直しや子育て支援の充実を図ります。

○関係機関と連携し、各種制度の周知を図るとともに、情報提供・相談体制の充実を図ります。

事業	内容	担当課
女性のチャレンジ支援	女性の継続就業や、結婚･出産を機に退職し再び就職や地域活動などにチャレンジする女性を支援するため、各種セミナーの開催や情報提供を行います。	生涯学習課
家庭生活へ男性の参加を促す意識の啓発	家庭における固定的な性別役割分担を見直し、男女がともに協力し合える家庭を築いていけるよう、家事･子育て･介護に関する講座を実施します。	生涯学習課

（２）仕事と子育ての両立支援

■現状と課題

○就労形態や就労時間が多様化している現在、子育てをしながら安心して働き続けるためには、仕事と子育ての両立支援と働き方に優しい環境づくりが求められています。

○本町では、延長保育や病児保育、一時預かり保育、学童保育（放課後児童クラブ）など多様な保育サービスの確保に向けた取り組みを進めています。今後、子どもをもつ家庭が子育てをしながら就業できるよう、事業所に対して働き方の見直しや育児休業制度の取得と父親の育児参加への支援を呼びかけるとともに、職場内での子育てへの理解と意識の啓発が必要です。

■取り組みと方向性

○就労を望む子育て中の母親の生活形態に応じた就労支援に努めるとともに、多様化する保育ニーズに柔軟に対応し得る保育環境の整備と充実を進めます。

事業	内容	担当課
就労支援と就労機会の創出	女性の継続就業や、結婚・出産を機に退職し再び就職や地域活動などにチャレンジする女性を支援するため、「出前チャレンジ相談」、「女性のための働き方セミナー」など各種セミナーの開催や情報提供を行います。	生涯学習課 こども未来課

基本目標5　様々な家庭の状況に応じたきめ細かな支援の推進

（1）子どもの人権擁護・児童虐待防止

■現状と課題

○家庭における虐待やいじめなどが深刻化する中、子どもが安心して生活できる環境の整備が必要とされています。

○本町では、子どもの人権を保護し、児童虐待を防止するため、いじめ防止条例の制定や人権集会の開催などによる啓発活動を行うとともに、各関係機関との連携を図りながら役割分担し、支援を行っています。年々相談件数は増加しており、相談内容も複雑化していますので、これまで以上に各関係機関との連携強化が求められています。

○小中学校では、毎月１日を「いのちと人権の日」と定め、「多可町子ども憲章」の内容について考え、具現化を図る機会を設け、人権教育コア・カリキュラムに基づき、道徳の授業を主として人権についての学習を行い、理解を深めています。また、いじめアンケート（学校生活相談シート）やこころの健康教育などを活用し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に学校を挙げて取り組んでいます。今後も、いじめを許さない学校組織づくりに努め、子どもの人権を守り、安心・安全な学校経営に取り組みます。

○各種人権集会への子育て世代の参加が少ない現状で、子育て世代の参加を促すため、開催日時、場所、内容等の工夫が求められています。

■取り組みと方向性

○児童虐待防止の観点から、子育てに関する不安の軽減や、親の孤立防止、親同士の交流などを進めることが必要です。妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない相談支援や子育てなどの情報提供を行い、関係機関と連携しながら子育ての正しい知識を得るための教育や広報、啓発活動を進めます。

○児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等のために、児童相談所や民生児童委員などの関係機関との連携を強化するほか、産後うつの早期発見・早期支援を行うため産科医療機関ともより一層の連携を進めます。

○多可町いじめ防止等に関する条例、及び多可町いじめ防止基本方針に基づき、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくるとともに、地域、家庭、関係機関と連携のもと、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期解消）の対策を推進します。

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家による相談体制を強化するとともに、町の関係機関等が連携して「子育て・学校園サポートチーム」を設置し、児童生徒を取り巻く複雑な課題の早期解決を図ります。

○町内全小学校を対象に、花の苗や球根を育てることにより生命の尊さを実感し、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得するため、2年に1度、人権の花運動を実施します。

事業	内容	担当課
「いのちと人権の日」の取り組みと子ども憲章の具現化	小中学校において、毎月1日を「いのちと人権の日」と定め、「多可町子ども憲章」の唱和や人権に関する講話等を行い、子どもたちが子ども憲章の内容について考えその具現化を図る機会を設けます。小学校では「いのちの授業」、中学校では「赤ちゃん先生」を実施しています。	学校教育課 こども未来課
こころの健康教育	小学校1年生から中学校3年生までの9年間を通してストレス対処スキルや認知スキル、アサーティブコミュニケーションスキル等を体系的、系統的に身につけます。	学校教育課
子どもの人権作品の募集と表彰	作品づくりを通して人権尊重の重要性の理解を深めるため、各学校園の子どもたちに人権作文、詩、ポスター等の募集と表彰を行います。	生涯学習課
児童虐待防止啓発事業	児童虐待の防止リーフレットや対応マニュアルを活用し、虐待の防止及び早期発見、迅速な対応への啓発を行います。	こども未来課
要保護児童対策地域協議会	子どもの健全な養育を支援するため、関係機関の連携を強化し、個別ケース検討会議等による情報交換及び子どもや保護者を支援する体制をつくります。	こども未来課
家庭児童相談	18歳未満の子どもを対象に、児童虐待通告窓口として相談に応じ、各関係機関（こども家庭センター等）と連携し、子どもの最善の利益の尊重と子どもの安全の確保の徹底に努めます。	こども未来課
いじめ防止対策事業	いじめの未然防止、早期発見・早期対応を具現化するため、「いじめ防止対策検証委員会」（第三者機関）を設置し、各校で「いじめ防止基本方針」を作成し、その取組状況の検証と計画の改善を図ります。	学校教育課

（２）障がいのある子どもと家庭への支援

■現状と課題

○心身の発達に課題がある子どもや障がいのある子どもについては、就学前から就学期・就学後まで、日常生活から学校園生活、職業訓練、職業生活に至るまで、保健・医療･福祉･教育が連携し、一貫した支援体制の下で総合的に支援が行われることが求められています。

○本町では、療育手帳所持者や小中学校の特別支援学級の情緒障害クラスに所属する子どもが年々微増傾向にあり、早期からの適切な支援の必要性があります。支援のためのツールとして、保護者と学校園、医療機関、行政などの関係機関が連携して「サポートファイル」を作成し、子どもの発達特性に合わせた支援を行っています。近年は高校や大学進学の際にも活用されるケースが増えてきていますが、就労支援にもつなぐなど一層の啓発・活用推進に取り組む必要があります。

○継続的に支援が必要なこどもや家族が地域で生活していく上で、ライフステージに沿った切れ目のない支援の継続が重要であり、教育における合理的配慮や福祉サービスの円滑な提供体制の整備が必要です。

■取り組みと方向性

○障がい児とその家族の支援については、町内の関係機関や県の専門機関と連携を取りながら、一人ひとりの特性や支援ニーズ、家庭等の状況に寄り添った、きめ細やかな支援を行います。

事業･組織等	内容	担当課
障がい児タイムケア事業	障がいのある児童及び生徒の下校後の活動の場を確保するとともに、保護者の就業支援等を図ります。	福祉課
障がい児保育事業	特別児童扶養手当支給対象児童や身体障害者手帳等の交付を受けている児童及び同等程度の障がいを有する児童に対する保育教諭等の加配を行っている認定こども園等に補助を行い、障がい児保育の推進と充実を図ります。	こども未来課
サポートファイル事業	支援を必要とする児童･生徒のライフステージに応じた継続的な支援を行うため、サポートファイルを作成し、活用を推進します。	健康課 こども未来課 学校教育課
障害者総合支援協議会 発達支援部会	心身の発達に遅れのある乳幼児やその疑いのある乳幼児及びその保護者、並びに障がい児(者)及びその家族に対して、乳幼児期から学齢期、就労までの総合的な支援方策、支援体制について協議します。	健康課 福祉課 こども未来課 学校教育課

事業	内容	担当課
障がい児短期入所事業	障がい福祉サービスとして提供しており、障がい児も障がい者と同様に、介護者が疾病等の理由で介護することが困難な場合に、一時的に施設に入所するものです。	福祉課
障がい児等療育支援事業	医療福祉センターのぎく等で、療育相談、療育訓練を実施します。	健康課 福祉課
発達相談《再掲》	健診等で継続的に支援が必要な乳幼児を対象に、小児科医師、言語聴覚士、心理士、理学療法士による発達相談を行います。	健康課
園巡回相談、園巡回後心理士相談《再掲》	認定こども園において、心理士・作業療法士訪問により子どもの特性等の早期発見と、支援への助言を行います。また、保育教諭等にも指導・助言を行います。	こども未来課 健康課
教育支援委員会	小中学生における特別支援教育を必要とする児童・生徒の就学及び指導に関し、専門家等で審議します。	学校教育課

（３）家庭の経済状況等にかかわらず、子どもが健やかに育つための支援

■現状と課題

○近年、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい方が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取り組みが求められています。

○本町では、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、高校３年生までの医療費無料化を実現しています。今後、子どもが健やかに育つために、子どもやその家庭に対して切れ目のない支援をしていく必要があります。

○外国人の子ども（両親またはそのどちらか一方が、外国出身者である子ども）への教育支援については、兵庫県教育委員会と連携し、学校生活を円満に過ごせるように学習支援を行っています。今後、外国人児童生徒が増えることが予想されるため、個々の児童生徒に合った適切な支援体制の構築が必要です。

■取り組みと方向性

○幼児教育・保育の無償化をはじめ、児童手当の支給など、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。ひとり親家庭を対象としたセミナーの開催やハローワークの出張相談を開催するなど、相談や情報提供の機会を充実するとともに、児童扶養手当など、ひとり親家庭の生活の安定を図るための経済的支援を行います。

○外国人の子どもが円滑に教育・保育等の利用ができるよう、保護者などへの支援を行います。

事業	内容	担当課
公費医療自己負担助成事業	乳幼児等及び子どもの他公費負担医療制度に係る自己負担額を申請により助成します。	住民課
福祉医療費助成事業	乳幼児等・子どもの医療費を助成します（一部負担金無料）。18歳までの子どもがいる母子家庭等の母、父または養育者の医療費を助成します（一部負担金及び所得制限あり）。	住民課
児童扶養手当による支援	父又は母と生計を共にできない子どもが養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、子どもの健全育成を図るため、父又は母若しくは父又は母に変わってその子どもを養育している方、あるいは父又は母が極めて重度の障がいがある家庭の親に支給します。	福祉課
外国人児童生徒教育の推進	外国人の子どもへの支援として、兵庫県教育委員会と連携し、小中学校への「子ども多文化共生サポーター」の派遣や「スクールアシスタント」の配置等により、日本語で教育内容を理解できるよう学習支援を行っています。	学校教育課

第5章　実現方策

本計画を実効あるものとするため、次の取り組みを実施します。

第1節　推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、認定こども園、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

第2節　情報提供・周知

本町では、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報や町のホームページを活用して公開し、住民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、周知・啓発に努めます。

第3節　広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。

そのなかで、保育の広域利用、障がい児への対応など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

第4節　進行管理

計画の実現のため、計画に則した事業がスムーズに実施されるよう管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、各事業の実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに多可町子ども・子育て会議にて、施設の状況や事業の進捗状況等の把握・評価を行います。

資 料 編

1 多可町子ども・子育て会議委員名簿

（順不同・敬称略）

区分	選出区分	委員氏名	所属等	備考
1号	識見を有する者	鈴木 正敏	兵庫教育大学	
		萬浪 久恵	元キッズランドかみ所長	
2号	保護者代表	橋本 大吾	みどりこども園保護者	
		石塚 美奈子	あさかこども園保護者	
		内藤 悠菜	キッズランドかみ保護者	
		村上 裕子	キッズランドやちよ保護者	
3号	学校園代表	德平 浩也	杉原谷小学校長	
		高橋 邦栄	みどりこども園長	
		清水谷 善道	あさかこども園長	
		藤本 泰子	四恩こども園長	
		原 しのぶ	キッズランドかみ園長	
		松田 和恵	キッズランドやちよ園長	
4号	地域・関係機関代表	藤村 敏則	区長会	
		岡本 文穂	民生委員児童委員協議会	
		岡本 美紀	子育てふれあいセンター	

2 多可町子ども・子育て会議の経過

＜令和6年度＞

月日	回数	内容
7月1日	第32回	報告事項 1)令和6年度多可町教育方針及び主要施策について 2)町内保育園部・幼稚園部在籍数について 3)放課後児童クラブ事業の利用状況について 協議事項 1)「第3期多可町子ども・子育て支援事業計画」の策定について
12月23日	第33回	報告事項 1) 2) 3) 協議事項 1)
	第34回	

第３期
多可町子ども・子育て支援事業計画

令和７年度～令和 11 年度

令和７年３月

発行　多可町

編集　多可町教育委員会　こども未来課

〒679-1192　兵庫県多可郡多可町中区中村町 123 番地

TEL：0795-32-2385

FAX：0795-32-4318

第３期子ども・子育て支援事業計画（素案）に係る修正等

【修正】

	事業内容	修正内容
p.37	⑪放課後児童クラブ事業	確保方策 令和 7～11 年度　いずれも 260 人に修正
p.40	⑭乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	量の見込み及び確保方策 令和 7 年度　いずれも 10→0（人日）に修正

※誤字脱字等、軽微なものを除く。

【追加】

	追加事業	事業内容	担当課
p.49	1 か月健康診査費助成	1 か月健康診査に対し助成します。	健康課
p.49	妊婦支援給付交付事業	妊娠期・出産後の妊産婦に対し、妊婦等の身体的、精神的ケアなど寄り添った支援、及び、経済的支援を行います。	健康課
p.62	在宅等育児手当	満 1 歳から 3 歳の年度末まで、幼児を在宅で育児している保護者に対し、幼児ひとりにつき月額 10,000 円を支給します。	こども未来課